

THE KOMATSUGAWA
SHINKIN BANK REPORT

小松川信用金庫の現況

2021



これからも (お客様・職員家族・金庫) “三者共栄”の 基本姿勢を 貫いてまいります。



会員並びにお取引先の皆様には、平素より当金庫に対しまして格別なご愛顧お引き立てを賜り、心より厚く御礼申し上げます。

また、今般の新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた皆様には、心よりお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い収束をお祈り申し上げます。

さて、2020年度は、新中期経営計画(2019～2021年度)の中間年度であり、同計画では将来を見据え、3カ年を通じて「不変なもの」と位置付けた3本柱(貸出金利息・コア業務純益・貸出先数純増)を掲げ、営業展開を図ってまいりました。

特に本年度は、未だ収束の見通しが立っていない新型コロナウイルス感染症に対し、地域のインフラとして当金庫の存在価値を発揮すべく取り組んだ一年でありました。新型コロナウイルス感染症拡大・沈静を繰り返す中、地域事業者の血流である資金供給を図るべく「緊急支援融資」の周知及び活用に傾注しました。

その結果として、当金庫の基幹収益である「貸出金利息」については、「緊急支援融資」を中心とした貸出金残高が前期比147億3百万円増加したことを主要因として、計画達成率101.2%と計画を1千8百万円上回り、最終年度につながる進捗を図ることが出来ました。コア業務純益については5億3千万円と貸出金利息増強や経費削減努力等により、計画達成率232.5%と計画を大幅に上回る水準で利益を計上することが出来ました。貸出先数純増については、「緊急支援融資」の周知・活用を未取引先にも幅広く働きかけたことにより、初年度の未達成分の解消はもとより当年度計画も上回る実績を上げ、2021年度事業計画での計画達成も視野に入っています。

また、経営の健全性・適切性の確保に向けた取り組みとして、内部統制システム機能強化の下、経営管理態勢(ガバナンス)の充実を図るとともに、利用者の利便性の向上、法令等遵守、リスク管理等の充実を図りました。

2020年初からの新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種が順調に進めば、沈静化・収束の兆しが見えてくるかもしれません。しかしながら、2021年度もワクチン接種の進捗が未だ確実なものでなく、新型コロナウイルス感染症の沈静化・収束時期は予見出来ない状況にあり、その後の経済への影響、とりわけ

中小事業者の経営悪化が懸念されています。そのため、当金庫は取引先企業に対する円滑な資金供給を図り、後々に事業経営者が困窮することのないよう努めるとともに、貸出先からの条件変更のご要望があれば、積極的に対応することが必要と考えております。

さらに、各種施策の周知・活用を図りながら、専門性が高く当金庫単独では難しい課題等への対応・解決に向けては、各分野の外部専門家に取引先企業を繋ぐ「金融仲介機能」により、企業のライフステージに応じた適時適切な支援の実施に積極的に取り組んでまいります。

また、城東地区4金庫(当金庫、足立成和、亀有、東榮)によるシグマバンク業務提携活動では、グループの連携協調により、取引先中小企業に対する経営相談・支援機能の強化、地域貢献活動等の更なる充実を重点において推進してまいります。

社会のグローバル化が進む中においても“当金庫らしさ”を失わず、創立以来の健全堅実な事業方針を貫き、全役員が「三者共栄」の基本理念に基づき、三者(お客様・職員家族・金庫)が共に「豊かで潤いのある生活」の実現をめざし、新型コロナウイルス感染の中、予防をしながら健康であり続け、心身の充実を図ることで、精神と肉体が一体となり集中して物事に向かっていく「心身一如」(しんしんいちによ)の精神で邁進する所存であります。

そして、金庫を存続させて行くために何を残し、何を棄てていくのかを考え、何としてでも金庫を残すという強い覚悟と責任感を持って経営を行い、地域から必要とされ、地域のお客様のお役に立てる金融機関を目指してまいります。

何卒今後とも、旧に倍するご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2021年7月

理事長 高橋 桂治

経営理念

当金庫は大正7年11月創業以来、中小企業の発展と国民大衆の繁栄と豊かな暮らしづくりのお手伝いをモットーに、地域社会の発展とともに歩んでまいりました。

お客様(会員・取引者)の発展があつてこそ小松川信用金庫があり、職員のたゆまざる努力と安定した生活があつて当金庫があるという「三者共栄」の基本姿勢を貫いてまいりました。これからも“小松川信用金庫”らしさを大切にし、お客様、職員家族、金庫がお互いに幸せで、そして全てが豊かでうるおいのある生活を実現し、皆様の一層お役に立つ信用金庫をめざして最善を尽くしてまいります。

経営方針

信用金庫の特色である協同組織性、地域性、中小企業専門性を発揮して、国民大衆の幸福と地域社会経済の発展と繁栄に努めてまいります。そのために、地域諸団体との連携を強化し、地元住民の生活の向上と地元中小企業の健全なる育成を図ってまいります。

これらを実現するために、役職員一同は、**新型コロナウイルス感染の中、予防をしながら健康であり続け、心身の充実を図ることで、精神と肉体が一体となり集中して物事に向かっていく「心身一如」(しんしんいちによ)**の精神と使命感と緊張感をもって積極的な行動力を発揮し、総力を結集して、信用金庫の「使命共同体」としての役割を確実に果たすよう努力いたします。

経営姿勢

地域の発展を願い地域の皆様から信頼され

お役に立つ金庫をめざし

調和のとれた堅実経営に努めます。

金庫の概要 (2021年3月31日現在)

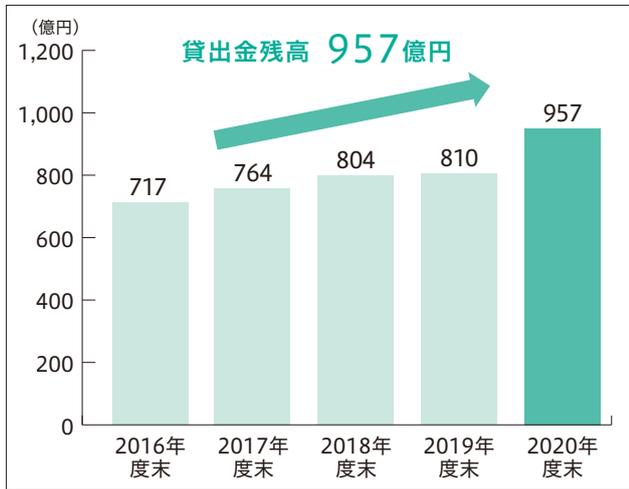
名称	小松川信用金庫 (KOMATSUGAWA SHINKIN BANK)
所在地	東京都江戸川区平井6丁目23番23号
設立	大正7年11月11日
理事長	高橋 桂治
業容	出資金 531,723千円
	会員数 10,045名
	役職員数 151名
	店舗数 10店舗
	預金積金 160,367,056千円
	貸出金 95,751,690千円

もくじ

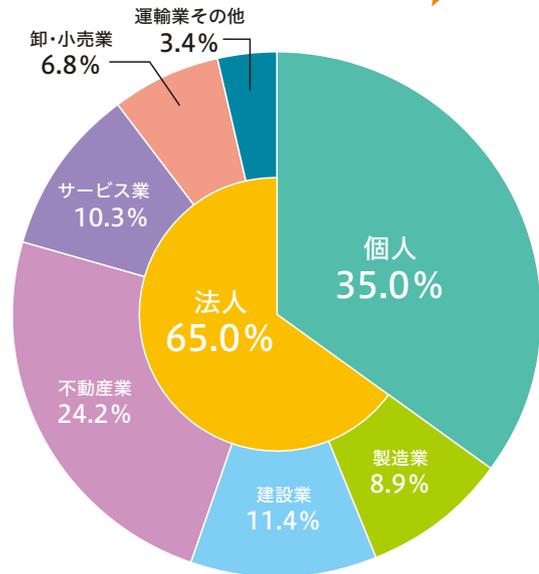
ごあいさつ	2
決算ハイライト	4
お客さまへのメッセージ	6
トピックス	8
中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況	10
CSR(企業の社会的責任)への取組み	12
総代会の概要	14
営業のご案内	16
手数料一覧	19
組織	20
リスク管理体制	21
営業上の重要方針・指針等	22
コンプライアンス体制/業務提携等	25
自己資本の充実の状況	26
経営の内容	34
ネットワーク	48
金庫の沿革	50
ディスクロージャー開示項目一覧	51

貸出金の推移

地域の皆さまの資金需要に積極的にお応えした結果、貸出金は5年連続で増加となりました。2020年度末の貸出金残高は、前年比147億円(18.1%)増加の957億円となりました。また、貸出金は小口多数を基本に、特定の業種に偏ることなく、さまざまなお客さまの資金需要にお応えしております。



幅広いお客様とお取引



預金の推移

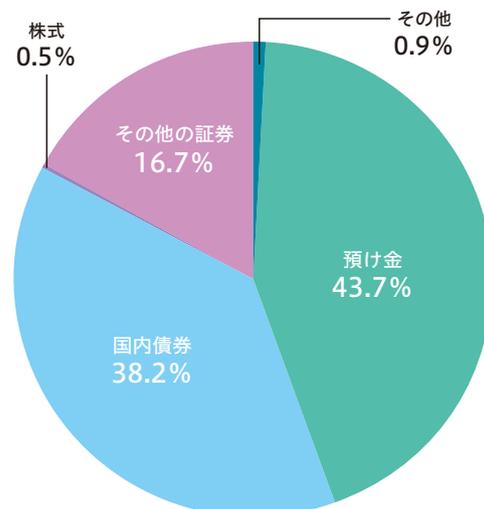
営業基盤の拡充やお客さまとの関係性の強化に努め、今年度も着実に増加しました。2020年度末の預金残高は、前年比182億円(12.8%)増加の1,603億円となりました。



有価証券等の運用

当金庫ではお客さまのご預金をご融資以外に預け金や有価証券で運用しております。安全資産である預け金や国内債券を中心に投資を行うことで、安定的な利息配当金収入の確保に努めました。

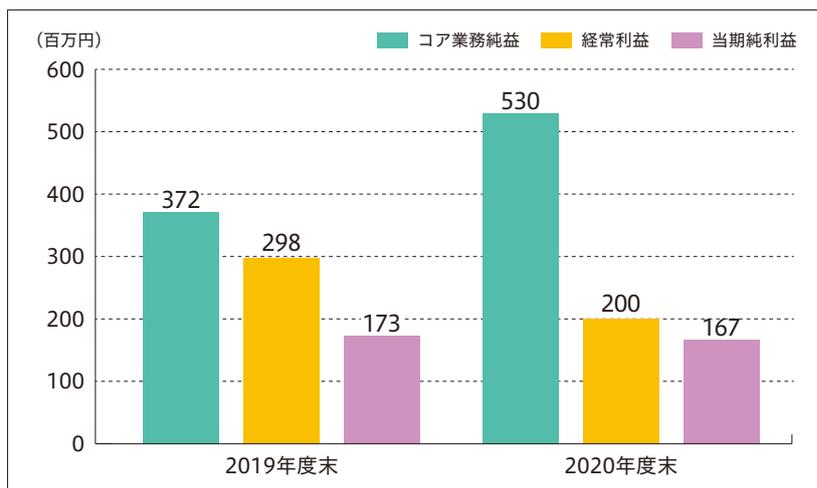
安全性重視で運用



損益の状況

超低金利が続く厳しい収益環境下ではありましたが、コア業務純益は5億3千万円（事業計画比3億2百万円増加）、経常利益は2億円（事業計画比4千1百万円増加）、当期純利益は1億6千7百万円（事業計画比5千3百万円増加）となり、いずれも事業計画を上回る収益を計上することができました。

当期純利益1億6千7百万円



自己資本の状況

自己資本額は利益の積上げにより着実に増加し、2020年度末の自己資本比率は9.76%と信用金庫に求められている国内基準である4%を大きく上回る結果となりました。

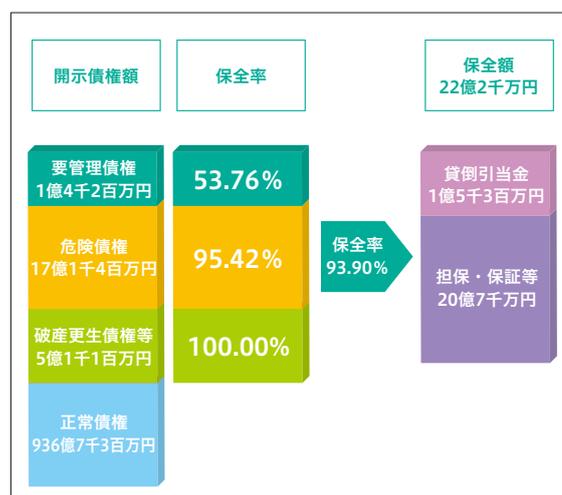
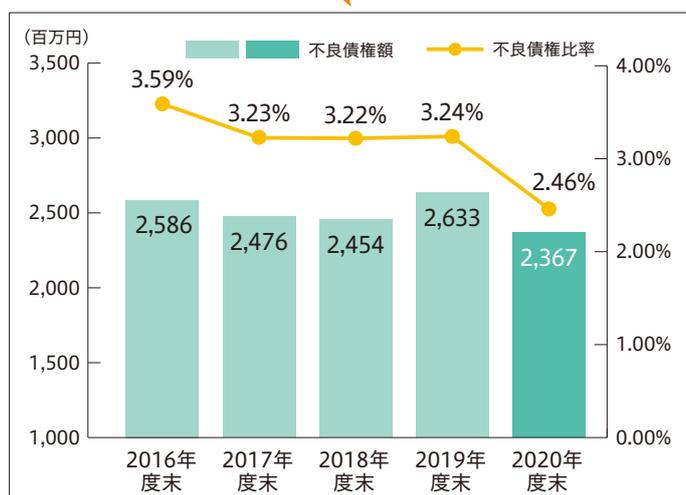
自己資本額 81億92百万円
自己資本比率 9.76%



不良債権比率（金融再生法上）

当金庫では不良債権の未然防止・早期回収に努めながら、資産内容の良化に努めております。金融再生法上の不良債権額は23億6千7百万円、不良債権比率は2.46%であり、貸出条件変更等にも柔軟な対応を図りつつ、着実に資産内容良化に努めています。なお、不良債権に対する保全状況は、不動産担保や公的保証機関の保証、引当金等でしっかりカバーされており、開示している債権全てが損失に繋がるわけではありません。

不良債権額 23億6千7百万円 不良債権比率 2.46%



こまさんは、地域事業の皆さまを総力を挙げてサポートいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの中小企業および個人事業者の皆さまの資金繰りが逼迫している中、未取引先を含めた地域事業者の皆さまに対して「円滑な資金提供」と取引先事業者の「資金繰りの改善に向けた貸出条件の変更」にも柔軟にお応えしております。また、支援金のご紹介や休日融資相談会の実施にも取り組んでいます。

■ こまさん「緊急支援融資」の取扱い

当金庫では、新型コロナウイルス等の影響に伴う取引先の資金繰り改善を目的として、ご融資利率1.5%、元金据置期間2年、ご融資期間7年以内とする商品をご提供しております。低利の各種制度融資がある中、本商品はプロパー融資であることから、早期に資金が必要な事業者様に対してスピーディーな対応が可能となっております。詳しくは、お近くの店舗窓口・得意先係にお問い合わせください。

**新型コロナウイルス等に伴う
緊急支援融資
無担保・スピード事務資金融資**

元金据置期間 2年可能 **ご融資利率 1.5%** (固定金利)

ご利用いただける方	原則、業種3年以上で所在地が東海地区内の個人・個人事業主で自営業または役員業務を営む方
ご融資金額	100万円以上1,000万円以内
ご融資利率	1.5%(固定金利) ※無担保融資。金利優待の適用は行いません。
ご融資期間	7年以内
資金使途	資金繰り改善を目的とした事業性資金
保証人	法人の場合は原則代表者、個人事業主は不要
借入期間	原則不要
ご返済方法	元金均等返済(元金据置期間2年可能)

※お申込の際は、返済額等の審査をさせていただきます。融資によってはご返済に不安を感じられる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

詳しくは各営業窓口または専任係までお問い合わせください。

小松川信用金庫

〒490-0001 小松川市小松川 1-1-1 小松川信用金庫本館
 小松川支店 09-3987-1101 小松川支店 09-3987-1101
 津島支店 09-3987-0281 津島支店 09-3987-0281
 津島支店 09-3987-0281 津島支店 09-3987-0281
 津島支店 09-3987-0281 津島支店 09-3987-0281

■ 月次支援金の活用

当金庫では、所定の条件を満たせば、ご利用可能な支援金「月次支援金」をご紹介します。ご返済いただく必要がない点が、ご融資との大きな違いです。詳しくは、お近くの店舗窓口・得意先係にお問い合わせください。

月次支援金

2021年4月以降に実施される緊急事態宣言又は緊急事態宣言解除後、飲食店の休業・時短営業(※)の影響により、売上50%以上減少した個人・個人事業者等の皆様へ、月次支援金を給付し、事業の継続に役立てていただくための助成金を支援します。

● 月次支援金の給付にあたっては、一時支援金の仕組みを用いることで、事前確認や提出資料の簡略化を図り、申請者の利便性を高める予定です。

給付対象	2021年の4月以降に実施される緊急事態宣言又は緊急事態宣言解除後、飲食店の休業・時短営業(※)の影響により、売上50%以上減少した個人・個人事業者等の皆様
給付対象	2021年の月次売上減少が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少
給付額	2021年又は2020年の標準月の売上 - 2021年の対象月の売上
申請受付期間	4月15日～2021年6月15日、6月15日～2021年7月31日

※ 休業・時短営業とは、2021年4月15日～2021年6月15日、6月15日～2021年7月31日の期間に、飲食店の休業・時短営業が行われたことを指します。

**はじめに申請される方の
確認事項**

● 申請書類の提出は、マイページから行えます。必要情報を入力し、2021年の対象月の売上台帳を添付してください。

● 申請書類の提出は、マイページから行えます。必要情報を入力し、2021年の対象月の売上台帳を添付してください。

● 申請書類の提出は、マイページから行えます。必要情報を入力し、2021年の対象月の売上台帳を添付してください。

1. 月次支援金の概要

- 2021年の4月以降に実施される緊急事態宣言又は緊急事態宣言解除後、飲食店の休業・時短営業(※)の影響により、売上50%以上減少した個人・個人事業者等の皆様へ、月次支援金を給付し、事業の継続に役立てていただくための助成金を支援します。
- 月次支援金の給付にあたっては、一時支援金の仕組みを用いることで、事前確認や提出資料の簡略化を図り、申請者の利便性を高める予定です。

給付対象	2021年の4月以降に実施される緊急事態宣言又は緊急事態宣言解除後、飲食店の休業・時短営業(※)の影響により、売上50%以上減少した個人・個人事業者等の皆様
給付対象	2021年の月次売上減少が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少
給付額	2021年又は2020年の標準月の売上 - 2021年の対象月の売上
申請受付期間	4月15日～2021年6月15日、6月15日～2021年7月31日

※ 休業・時短営業とは、2021年4月15日～2021年6月15日、6月15日～2021年7月31日の期間に、飲食店の休業・時短営業が行われたことを指します。

2-1. 給付対象① ポイント

- 以下の条件を満たす事業者は、**業種や所在地を問わず給付対象**となります。
 - 申請書類の提出は、マイページから行えます。必要情報を入力し、2021年の対象月の売上台帳を添付してください。
 - 業種や地域の別関係は、6ページ参照
- 対象措置を実施する都道府県に所在する飲食店と直接・間接の取引が減少した場合は**給付対象**となります。2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している場合は**給付対象**となります。
 - 対象措置を実施する都道府県の考え方は、11ページ参照
- 対象措置を実施する都道府県に所在する個人顧客と直接的取引が減少した場合は**給付対象**となります。2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している場合は**給付対象**となります。
 - 対象措置を実施する都道府県の考え方は、11ページ参照
- 月次支援金は、**店舗単位・事業単位でなく、事業者単位で給付**します。そのため、事業者の全ての2021年の月次売上減少が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している必要があり、**特定の店舗・事業のみ月次売上減少50%以上減少したとしても給付要件を満たしません。**

■ 休日融資相談会

毎月第2土曜日に、本店にてローンの無料相談会を実施しております。事業資金はもちろんのこと、住宅ローン、個人ローン、借り換え、新型コロナウイルス関連など、ご融資に関する幅広いご相談を承り、お客さまの暮らしと住まいの資金を総合的にサポートしております。詳しくは、お近くの店舗窓口・得意先係にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症への対応

■ 当金庫における新型コロナウイルス感染症予防策と営業態勢等について

当金庫では、来店されるお客さまの安心・安全のための感染予防策として、全役職員の検温・マスク着用・消毒の励行はもちろんのこと、店舗窓口における各種予防策（職員による消毒の実施、お客さま向け消毒剤の設置、窓口でのビニールカーテンの設置、待合室でのソーシャルディスタンス確保等）を講じております。全店に体温計、また、全室にエアバスター（オゾン脱臭機）を設置しております。

得意先係によるお客さま訪問には、サージカルマスクの着用、携帯用消毒スプレーによる消毒を励行させております。加えて、お客さまのご要望等に応じてフェイスシールドの装着による訪問を行っております。

消毒剤等については在庫を切らすことなく、潤沢な備蓄状況となっております。調達に際し、ご協力いただいたお取引先やお取引業者の皆さまには感謝申し上げます。

また、地域金融機関として、お客様への継続的な金融サービスを提供させていただくための暫定的な措置として、全店舗において窓口営業時間に昼休み時間（11時30分～12時30分）を導入させていただいております。こちらは、店舗運営上で必要な人員確保を円滑にすることを目的としております。

ご不便をおかけすることもあろうかと存じますが、何卒ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。



令和3年1月

お 客 様 各 位

全店舗の窓口営業時間変更のお知らせ

平素は数回のお引き立てを賜り誠に申し上げます。このたびは、当金庫では全店舗において下記内容、暫定的な営業時間の変更を実施いたします。先般「緊急事態宣言」が発せられた中でも、新型コロナウイルス感染症は拡大している状況にあります。感染予防策として、地域のお客さまへの継続的な金融サービスを確保させていただくための「暫定的な措置」であり、店舗運営上で必要な人員確保を円滑にすることを目的としています。お客さまご自身の各店舗のインターネットや電話にて営業内容に確認をお願いいたしますので、ご迷惑なくお申し添えください。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

現状	変更後
1月20日 9時00分～11時00分	11時30分～12時30分
1月21日 9時00分～11時00分	11時30分～12時30分

1. 変更内容

2. 変更日

令和3年12月15日(月) 迄の旨の案内

3. 全店舗 店舗の稼働を確保するための感染予防策として、臨時休業を実施いたします。1級なお、ATMコーナーへは営業時間の変更はありません。

小松川信用金庫

■ 信用金庫の日

【2020年6月15日】

毎年6月15日は信用金庫の日です。全国の信用金庫では、1951年の同日、信用金庫法が施行された歴史にちなみ、業界統一で地域貢献活動を展開しております。当金庫では2020年の同日に、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底したうえで、地域清掃活動を実施いたしました。



■ 江戸川北税務署より表彰を受ける

【2020年11月10日】

当金庫の永年に亘る申告納税制度の普及発展への功績に対し、高橋理事長が江戸川北税務署長から表彰を受けました。



■ ロールプレイング研修

【2020年12月7日】

江戸川文化センターにて業界団体主催のロールプレイング研修に参加いたしました。得意先係を中心に資金繰り表を用いて、企業に対しての交渉や融資提案をするロールプレイングを実施いたしました。



■ 自転車安全利用モデル企業に指定

【2020年12月4日】

警視庁交通部長より、2020年12月4日付で自転車安全利用モデル企業（自転車の安全利用に積極的に取り組む企業）に指定されました。当金庫は、今後も交通安全意識の高揚と自転車の安全管理に努め、今まで以上に交通ルールを遵守してまいります。



■ 江戸川消防署より表彰を受ける

【2021年2月9日】

人命救助に協力した当金庫平井支店の職員3人が、江戸川消防署より表彰を受けました。



■ J:COMチャンネル「えどがわ人図鑑」出演

【2021年3月】

当金庫の高橋理事長が、J:COMチャンネルの新番組「第4回えどがわ人図鑑」(江戸川区出身、歌手でタレントの松崎しげる氏がMC)にて、江戸川区で活躍する人物として紹介されました。



■ こましんの地域活性化への取組みについて

当金庫は、東京都東地区（江戸川区、江東区、墨田区、葛飾区、足立区）、千葉県西部（市川市、浦安市、松戸市、船橋市）、埼玉県南部（八潮市、三郷市）を営業地区とし、都内信用金庫の中で最古の歴史を有する相互扶助型金融機関です。

「三者共栄」(お客様・職員家族・金庫)を経営理念として、地域のお客さまからお預かりした大切な預金を、地域で資金を必要とされている方々にご融資し、暮らしや事業のお手伝いを通して、地域になくてはならない「地域貢献バンク」をモットーに地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

■ 経営改善支援に対する実践力強化の取組み

当金庫では、企業先等の相談・支援による経営改善の支援、あるいはスキルアップを図るため、審査能力・相談支援能力向上を目的とした勉強会等を継続実施しております。また、経営改善支援に係る取組みを業績評価項目に加えるなど、企業支援体制の充実・強化を図っています。「事業性評価」を活用した積極的且つ迅速な資金供給や「創業支援」・「事業承継」にかかる各種支援策等を今後、注力すべき課題として認識し、外部専門機関との連携強化や活用を含め取組み強化を図ってまいります。

■ 経営改善支援の取組み

当金庫では、営業店と企業支援専任部署の連携による取引先に対する経営改善支援の取組みに加えて、外部の中小企業診断士等の活用を図るなど、取引先企業に対する経営相談・支援に取り組んでいます。

経営状態の厳しい先を中心に経営改善支援先を選定していることから、多数の取引先のランクアップは難しい状況下ではありますが、2020年度は、経営改善支援先から1先のランクアップ実績を上げています。

2020年度における経営改善支援等の取組み実績

【2020年4月～2021年3月】

(単位: 先数)

(単位: %)

	期初 債務者数 A	うち 経営改善 支援取組み 先数 α	αのうち期末に 債務者区分が ランクアップ した先数 β	αのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった 先数 γ	αのうち 再生計画を 策定した先数 δ	経営改善支援 取組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α	
正 常 先 ①	1,183	5		3	5	0.4%		100.0%	
要 注 意 先	うちその他要注意先 ②	768	46	1	42	45	5.9%	2.1%	97.8%
	うち要管理先 ③	10	0	0	0	0	-	-	-
破 綻 懸 念 先 ④	33	8	0	8	8	24.2%	0.0%	100.0%	
実 質 破 綻 先 ⑤	19	1	0	1	0	5.2%	0.0%	0.0%	
破 綻 先 ⑥	7	0	0	0	0	-	-	-	
小計 (②～⑥の計)	837	55	1	51	53	6.5%	1.8%	96.3%	
合 計	2,020	60	1	54	58	2.9%	1.6%	96.6%	

(注)・期初債務者数及び債務者区分は2020年4月初時点です。

・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。

・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。

なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めておりません。

・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めております。

・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従っております。

・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めておりません。

・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しております。

・みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。

・「再生計画を策定した先数δ」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「RCCの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

2020年度における創業・新事業支援融資実績

件 数	21 件	金 額	105 百万円
-----	------	-----	---------

2020年度における個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の取組み実績

件 数	81 件	金 額	276 百万円
-----	------	-----	---------

■ 課題解決型金融の取組み

取引企業間のビジネス機会創出・親睦を図る取組みや大多数の事業者が課題に掲げる販路拡大に資する「**ビジネス交流会**」、また、様々な経営上の課題解決を図ることを目的とする「**新現役交流会**」を過年度から継続的に実施しています。

◆ ビジネス機会の創出や課題解決に向けて「ビジネス交流会」・「新現役交流会」を実施

シグマバンクグループ（足立成和信金・亀有信金・東榮信金・当金庫）の業務提携活動として「**ビジネス交流会**」を開催し、現時点では計11回開催しております。交流会別会場には「課題解決相談エリア」を新設し、東京都よろず支援拠点、東京税理士会、東京弁護士会などの外部専門機関を招聘し、ビジネスマッチングに加え、取引先企業が抱える多種多様な課題解決の機会提供にも取り組んでおります。2019年8月に実施された第11回シグマバンクグループ「ビジネス交流会」では、約350社の参加・来場者900人超と盛況となりました。当金庫の取引先については、**商談成果として39件のマッチング実績**を挙げております。

また、シグマバンクグループの業務提携活動として、各金庫単位で「**新現役交流会**」を実施しております。これは、豊富な実務経験や専門性のある人材が不足しがちである取引先中小企業と新現役（企業を退職した人、退職予定者など）との「**人材マッチング**」を行う取組みであります。2019年11月に実施された「新現役交流会」では、**5名が新現役とのマッチング（個別支援）**に至るという成果を挙げております。

なお、2020年8月に開催予定であった「第12回シグマバンクグループ ビジネス交流会」および2020年9月に開催予定であった「新現役交流会」につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響から中止させていただきました。開催を楽しみにしていただいた皆さまには、ご迷惑をおかけしました。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。



※掲載されている写真は、2019年度開催のものです。

■ 地方公共団体や外部専門機関との連携強化（金融仲介機能向上の強化の取組み）

当金庫本店が所在する江戸川区をはじめ、商工会議所、法人会、中小企業再生支援協議会、中小企業振興公社、日本政策金融公庫等とも連携強化を推し進めるとともに、外部専門機関・諸団体とも幅広く連携しながら、地域金融機関として実効性のあるコンサルティング機能や金融仲介機能を発揮すべく取組み強化を図っております。

◆ 日本政策金融公庫との協調融資商品の推進

2017年10月から、日本政策金融公庫と創業企業向けの「**こましん創業サポートローン**」、地元中小企業向けの「**こましん地域サポートローン**」の2つの協調融資商品の取扱を開始し営業店の積極的な推進により、協調融資商品で多くの取扱実績を挙げました。また、2020年2月からは協調融資のラインアップを充実させ、「創業」、「成長」、「事業再生」、「事業承継」の企業のライフステージに合わせた円滑な資金提供と資金調達手段の多様化が、当金庫と日本政策金融公庫との相互連携により可能となりました。



◆ 東京都よろず支援拠点や東都経営力向上センターなどの活用

東京都信用金庫協会が実施機関となっている「**東京都よろず支援拠点**」は、国が設置する中小企業・創業希望の方などのための経営相談所で「**無料で**」「**何回でも**」取引先企業が抱える「**よろず**」の課題などに対して相談出来る機能を有しています。2020年度には、取引先2企業が同拠点への相談を通じて課題解決に向け取り組みました。

当金庫では、職員のコンサルティング能力向上に努めていますが、特に専門性の高い課題に対しては、即効性や実効性を鑑み、業務連携している外部専門機関への仲介を適時実施しております。

同じく業務連携している「**東都経営力向上センター**」は中小企業診断士を中核とする他士業専門家を加えた「**ワンストップ**」の課題解決機能を有する機関です。

同センターは幅広い業務を行っていますが、特に強みとする設備投資などに対する各種補助金・助成金申請に対して、取引先企業の申請書作成に対する事務負担軽減や保有するノウハウを活かした高い採択率を挙げていることから、同センターとの個別相談会実施や取引先企業の依頼に基づき、同センターへの取次を適時実施しています。本取組みは過年度から実施しており、これまでに多くの採択実績を挙げております。



地域社会との絆… (地域社会の一員として)

こましんでは、シグマバンクグループによる社会貢献活動に参加するほか、こましん独自の社会貢献活動として質の高いCSR (企業の社会的責任) の実現に向け、地域社会との絆を大切にまいりました。今後も地域振興、社会福祉事業、環境問題への取組みを地域社会の一員として積極的に行ってまいります。

■ 江戸川北法人会税を考える行事 JR小岩駅南口にて

当金庫の高橋理事長等が、2020年11月13日に、江戸川北法人会税を考える行事の一環として、JR小岩駅南口にて無償のマスク配布を実施いたしました。



■ 清掃活動の実施 (2020年6月15日・11月11日)

地域の美化活動の一環として、職員による店舗周辺のボランティア清掃活動を行っております。加えて毎年、信用金庫の日及び創立記念日には、通常より多くの役職員が参加し、より広範囲でのボランティア清掃活動を行っております。



■ ペットボトルのキャップ収集活動

NPO法人キャップの貯金箱推進ネットワークの取組みに協賛し、全営業店および本部に「エコキャップ回収BOX」を設置し、役職員だけでなく地域のお客さまからもご協力いただいております。キャップ焼却によるCO₂の発生を防ぐことができると同時に、収集したキャップが様々なワクチンを購入するための原資となり、地球の未来を背負う大切な子供たちの命を救うことができます。



■ 子育て支援に対応した商品開発

お客さまのお役に立つ商品をご提供すべく、子育て世代のお客さまを対象として、お子さまの人数に応じて金利を上乗せする「ファミリー定期積金」をご提供しております。(取扱期間：2022年3月31日まで)



■ 江戸川北法人会融資

当金庫では地域の中小企業の皆さま方のお手伝いをするために、江戸川北法人会様と連携して、江戸川北法人会会員様限定の融資商品をご用意しております。ご融資利率は、固定金利1.5%となっており、直近3期分の決算書をご用意いただければ、すぐにご相談に応じます。(取扱期間：2022年3月31日まで)



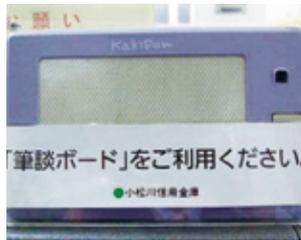
■ 納税応援定期積金

当金庫は地域公的機関や納税貯蓄組合等からのご意見・ご要望を踏まえ、法人・個人事業者の皆さまに納税資金を計画的にご準備いただくため、店頭金利に金利を上乗せした「納税応援定期積金」をご提供しております。(取扱期間：2022年3月31日まで)



■ お身体の不自由な方に配慮した取組み

ハンドセット付 ATMや点字ブロックの設置、筆談器や AED を配備するなど、お身体の不自由なお客さまや高齢者の方が安心してご利用いただける店舗づくりに取り組んでいます。これからも皆さまに喜んでいただけるよう、さらに取組みを拡充してまいります。



■ BCP訓練の実施

地域金融機関として、BCP（業務継続）態勢整備に資するべく各種危機対応訓練を実施しています。

また、お客さまの安全をお守りするために、全営業店および本部に「非常用ヘルメット」を設置しております。

今後も継続的に各種危機対応訓練の実施や非常用備蓄品等の購入等に取り組み、地域のインフラとして大規模地震等を想定した態勢整備の充実を図ってまいります。



■ サークル活動

こましんでは、お客さまとの親交を図りながら地域社会の活性化のため、様々なサークル活動を営業店単位で行っております。2020年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、各種サークル活動を中止させていただきました。開催を楽しみにくださった皆様には、ご迷惑をおかけしました。ご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

● レディースクラブ

女性だけのクラブとして、旅行やリクレーション等の行事を随時開催しており、活動を通じて交流会の輪を広げていただいております。

● こましん会

ゴルフ競技を通じて幅広い年齢層のお客さま同士のご親交を深めていただいております。また、年1回の全店舗合同のゴルフ競技会も実施しております。



※掲載されている写真は、2019年度開催のものです。



■ 地域社会の一員として

地域と共に次の未来へ歩む信用金庫として、地域行事や祭事、イベントなどにも積極的に参画しており、地域活性化に向けて取り組んでおります。

2020年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、多くの地域行事やイベントなどが中止となりました。



◀▶
平井諏訪神社
例祭



① 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

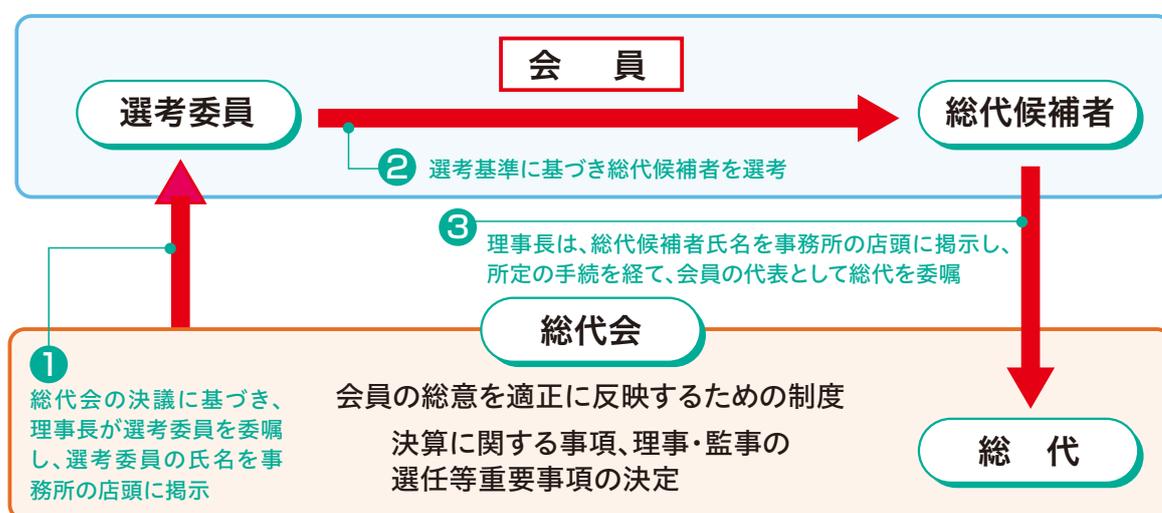
この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の皆様の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆様とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。



総代会のしくみ

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



② 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は50人以上60人以内で、会員数に応じて5区域の選任区域ごとに定めております。
- なお、2021年6月30日現在の総代数は55人で、会員数は10,045名です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意をこましんの経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準の要件を参考として、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる。)

<参考> 総代候補者選考基準

① 資格要件

ア. こましんの会員であること。

② 適格要件

ア. 人格・識見に優れ、総代として相応しい人。

イ. 地域において信望の厚い人。

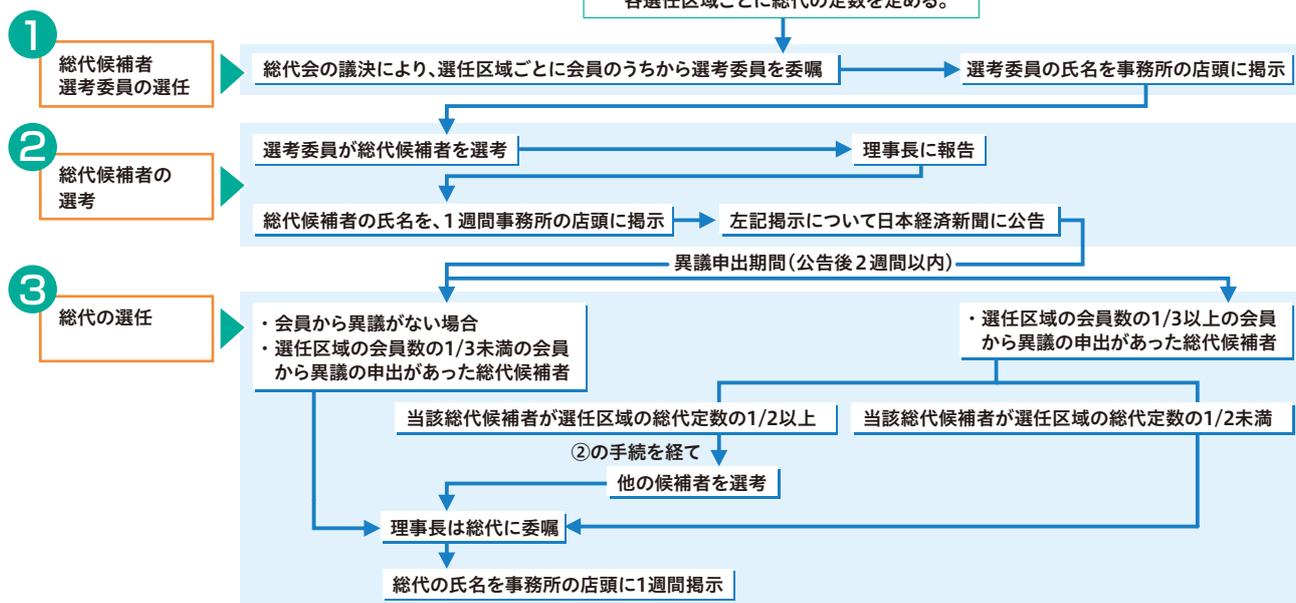
ウ. 地元での居住年数が長く、人縁・地縁関係が多い人。

エ. 地域諸団体(町会・商店会・各種団体・公共関係等)、奉仕活動、地域商工業界等で指導的立場にあり、これらを通じて地域状況に詳しい人。

オ. こましんの経営理念並びに使命を良く理解し、金庫経営及び業績発展に協力的な人。

カ. こましんと緊密かつ良好な取引状態を有する人。

総代が選任されるまでの手続



③第104回通常総代会の決議事項

2021年6月28日開催の第104回通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

(1) 報告事項

- ① 監事の監査報告の件
- ② 第103期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

(2) 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件



④ 総代の氏名等

※氏名の後の数字は総代への就任回数

選任区域	人数	氏名
第1区 江戸川区一円	35名	秋元登佐一①、伊藤 信吾①、内宮 良一④、江頭 正恭⑦、鬼澤 末男④、片上 恒雄⑦、木村喜美男⑤、黒澤 一哲④、黒田十喜男②、小林 陽一⑤、齋藤 雄①、佐々木 信①、渋谷 利雄⑥、嶋村 照子⑥、島村 佳孝⑨、新堀 圭二⑩、菅野 信夫④、高橋 弘子④、多賀谷徳雄⑧、田口 利夫①①、田中 信人⑤、塚原 義弘⑫、中村 邦彦①、中村 聡⑤、中山 直幹⑤、深野 誠一③、本保 義雄⑤、牧野 恵一③、松村 行雄①、松本 安正③、水田 進⑩、森田 和之⑭、屋代 健一③、山口 善子①、渡邊 洋二③
第2区 墨田区・江東区一円	4名	石塚 富男④、長谷川禎子②、星野 悦郎①、丸山 智正①
第3区 葛飾区・足立区一円	12名	浅岡 延好⑨、井口 達雄②、石井 義則⑤、石渡 幹夫①、江森 卓爾④、小林 光男②、菅原 勝⑥、高橋 のぶ⑩、田島 成信③、茗荷 茂伸⑥、山内 勝利⑥、山崎 和弘③
第4区 千葉県市川市・浦安市・船橋市・松戸市一円	4名	板倉 義雄④、志関 浩文①、菅原 三郎⑤、高橋 秀明③

(2021年6月30日現在)

<総代の属性別構成比>

※業種別の構成比は、会社役員、個人事業主に限る

職業別	会社役員 74.5%、個人事業主 20.0%、個人 5.5%
年代別	70代以上 69.1%、60代 23.6%、50代 7.3%
業種別	製造業 25.5%、建設業 12.7%、運輸業 5.5%、卸・小売業 23.6%、不動産業 18.2%、飲食業 3.6%、サービス業(他に分類されていないもの) 10.9%

預金業務

こましんでは、お客さまの多様なニーズにお応えするため、目的や金額、期間に対応した様々なタイプの預金商品を取り揃え、皆さまのニーズにお応えしております。今後とも地域の皆さまのニーズにあった新商品の開発に取り組んでまいります。



▲預金窓口



▲営業店内 (市川南支店)

商品名	特色
当座預金	ご商売の代金決済として小切手や手形をご利用いただくための預金です。ご事業やビジネスにご活用ください。
普通預金	出し入れ自由の便利な預金です。公共料金の自動支払いやお給料、年金のお受け取り、クレジットのお支払口座としてもお使いいただけます。暮らしの財布代わり、家計簿代わりにお使いください。
無利息型普通預金 (決済用預金)	決済用預金の3要件(①無利息、②要求払い、③決済サービスを提供できること)を満たす預金で、預金保険制度により全額保護されます。
総合口座	普通預金と定期預金・当座貸越を1冊にセットにした、暮らしに大変便利な口座です。もしもの時には定期預金残高の90% (上限: 200万円) まで自動的にご融資いたします。「貯める」「支払う」「受け取る」「借りる」の4拍子そろった口座です。
貯蓄預金	お預け入れ残高に応じた段階利率を適用する、出し入れ自由で大変便利な預金です。
通知預金	短期の余裕資金を有利に活かす預金です。据置期間は7日間、お引き出しの2日前までにご通知ください。
納税準備預金	日頃から納税に備えて準備していただくためのご預金です。お利息が優遇されており非課税です。税金のためならいつでもお引き出しができ、税金の自動支払口座としてもご利用いただけます。
定期積金	ご契約時に目標額と期間を設定し、毎月一定額の掛金で無理なくお積み立ていただける預金に必要な資金作りができます。得意先係による集金や普通預金等からの自動振替による積立も可能です。
スーパー定期預金	1,000万円未満のまとまった資金を確実に増やします。ボーナスや定期積金の満期金など、それぞれの目的に合わせて幅広くご利用いただけます。(自動継続もごございます。)
大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金を確実に増やします。ボーナスや定期積金の満期金など、それぞれの目的に合わせて幅広くご利用いただけます。(自動継続もごございます。)
期日指定定期預金	個人のみのお取扱いとし、お預け入れ1年経過後は3年以内でお客さまのご都合に合わせ満期日をご指定いただけます。
変動金利定期預金	6ヶ月ごと利率の見直しを行い、利息は複利計算により計算いたします。3年ものは個人のみとなります。

キャンペーン商品



ファミリー定期積金



定期積金 スタート



定期積金 スタート

■ 融資業務

こましんでは、地元存在感のある金融機関として、お客さまの豊かな生活と事業の発展を願い、ますます多様化するお客さまのニーズにお応え出来るよう、お客さまの資金使途やライフプランに応じた種々の商品を取り揃え、豊かな暮らしづくりのお手伝いをさせていただいております。

● 融資

商品名	特色
商業手形割引	一般商業手形の割引をいたします。
手形貸付	仕入資金など、一時的な営業のための運転資金が必要な時にご利用いただけます。
証書貸付	設備資金など、比較的返済に長期間を要する資金が必要な時にご利用いただけます。
当座貸越	あらかじめ当座貸越契約を結ぶことにより、限度額まで残高を超えてお支払出来ます。



▲融資窓口

● ローン

商品名	特色
住宅ローン	ご自宅の購入、新築、増改築、借り換え、つなぎ資金など、幅広い用途に応じてご利用いただけます。(ご融資限度額：8,000万円以内、ご融資期間：35年以内)
<無担保>住宅ローン	ご自宅の購入、新築、借換、リフォーム資金など、無担保にてご利用いただけるローンです。(ご融資金額：2,000万円以内、ご融資期間：20年以内、担保・保証人不要、(一社)しんぎん保証基金の保証が受けられる方)
リフォームプラン	ご自宅のリフォーム(増改築・修繕)などにご利用いただけるローンです。(ご融資金額：1,000万円以内、ご融資期間：15年以内、担保・保証人不要、(一社)しんぎん保証基金の保証が受けられる方)
カーライフプラン	マイカーのご購入資金や車検・修理費用などの付帯費用にご利用いただけるローンです。(ご融資金額：1,000万円以内、ご融資期間：10年以内、担保・保証人不要、(一社)しんぎん保証基金の保証が受けられる方)
教育プラン	入学金や授業料をはじめ、教材費などの付帯費用にご利用いただけるローンです。(ご融資金額：1,000万円以内、ご融資期間：16年以内、担保・保証人不要、(一社)しんぎん保証基金の保証が受けられる方)
こましんフリーローン	スピード審査でお使いみち自由(事業資金・おまとめ資金可)にご利用いただけるローンです。(ご融資金額：500万円以内、ご融資期間：10年以内、担保・保証人不要、(一社)しんぎん保証基金の保証が受けられる方)
シニアライフローン	満60歳以上の方で、最終返済時の年齢が80歳以下の方が事業資金以外のお使いみちで自由にご利用いただけるローンです。(ご融資金額：100万円以内、ご融資期間：10年以内、担保・保証人不要、(一社)しんぎん保証基金の保証が受けられる方)
サポートローン	事業資金以外のお使いみちで自由にご利用いただけるローンです。(ご融資金額：500万円以内、ご融資期間：10年以内、担保・保証人不要、(株)クレディセゾン [®] の保証が受けられる方)
カードローン 「シグマキャッスル300」 「しんぎん保証カードローン」	お使いみちは自由で、カード1枚で急な出費にご利用いただけます。毎月一定の返済で極度額まで何回でも繰り返しご利用いただけます。1枚もっていると安心です。(担保・保証人不要、(一社)しんぎん保証基金または信金ギャランティ [®] の保証が受けられる方)
制度融資	東京都、千葉県、江戸川区、葛飾区、江東区、市川市をはじめ、市区町村などが制定する制度融資をお取扱しています。お気軽にご相談ください。
ビジネスサポートローン	スピード審査でご利用いただける事業性資金専用ローンです。(ご融資金額：500万円以内、ご融資期間：10年以内、担保・保証人不要、(株)クレディセゾンの保証が受けられる個人事業主の方)
東京都新保証付融資	東京都との連携による中小企業の皆さまの資金繰りを支援するための保証付融資制度です。(ご融資金額：2,500万円以内、ご融資期間：5年以内、オリックス [®] の保証が受けられる法人・個人事業主の方)
無担保・スピード 事業資金融資	江戸川北法人会会員様限定のスピード審査でご利用いただける事業性資金ローンです。(ご融資金額：1,000万円以内、ご融資期間：5年以内、原則担保不要)

● 代理業務

商品名	特色
代理業務	信金中央金庫、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の代理貸付業務を行っています。

■ 貸出運営についての考え方

こましんでは、特定の業種に偏ることなく、中小企業及び個人のための専門金融機関として、小口多数者の利用を堅持し、地元住民、中小企業の皆さまに必要な資金を安定的に提供できますよう今後とも努めてまいります。また、信用金庫の理念の基本として安易な大口融資を避け、地元の利益を優先した健全な資金を提供することにより、皆さまのお役に立つことを願っています。

■ 商品利用に当たっての留意事項

1. 預金・ローン等の商品、サービスにつきまして、それぞれの商品やサービスの内容を職員におたずねいただく等、よくご確認の上ご利用ください。
2. 特にローンにつきましては、無理のない計画的なご利用をお勧めいたします。

証券業務

こましんでは、昭和59年1月大蔵省(現・財務省)の認可を受け、国債等の窓口販売業務を開始し、国債等の新規の販売を行っております。又、2007年9月には金融商品取引法施行に伴い、監督官庁より登録金融機関として登録を受けております。

最近の低金利時代に、安全で換金性の高い国債等は、金融市場でその果たす役割が重要視されニーズも高まりを見せております。こましんでは「国債保護預り手数料」及び「国債口座管理手数料」は無料で行っております。また、2003年7月より「個人向け国債」の販売を開始しました。

各種サービス・その他業務

こましんでは、多様化するお客さまのニーズにお応えるために、ご家庭やご事業に多くのサービス業務を提供し、その拡充に努めております。

●各種サービス

サービス名	特色	
ICキャッシュカード	従来の磁気ストライプカードに、偽造や不正読み取りが困難な「ICチップ」を組み込むことにより、安全性を高めた「ICキャッシュカード」を取り扱っております。 ATMコーナーのご利用時間は平日8時から20時、土曜日・日曜日・祝日とも8時から17時までとなっております。キャッシュカードには、法人カードもあります。	
税金、公共料金のお支払い(自動支払制度)	電気、水道、ガス等の公共料金をはじめ各種税金や社会保険料のお支払いが一度のお手続きで、自動的に口座から引落とされる便利なシステムです。	
クレジットカード	VISA、JCBカードなど多数のカードがご利用いただけます。詳しくは窓口でご確認ください。	
年金・給与振込(自動受取制度)	年金の受取り、給与、配当金などが自動的に指定の口座にご入金される制度です。	
貸金庫	有価証券、預金証書、貴金属などお客さまの大切な財産を安全にお預りいたします。 (設置店舗：菅原橋支店、奥戸支店、東四つ木支店、中平井支店、市川南支店、亀戸支店、篠崎支店)	
テレホンバンキング	お電話で残高照会、入出金明細照会、等がご利用いただけます。	
個人向けインターネットバンキング 法人向けインターネットバンキング	お取引店の窓口やATMコーナーに行かなくても、ご自宅(事業所)のパソコンから残高照会、入出金明細の確認、お振込みができます。(本サービスの開始には事前のお申込が必要となります。)	
こましんでんさいサービス	「電子記録債権」(でんさい)は、事業者の資金調達の円滑化等を図るため創設された電子記録債権制度です。この電子記録債権(でんさい)サービスを全国規模で提供するため、全国銀行協会が設立した電子債権記録機関(株式会社全銀電子債権ネットワーク 通称：でんさいネット)の取扱いを平成25年2月18日より開始いたしました。詳しくは当金庫ホームページもしくはお近くの窓口におたずねください。	
マルチペイメント	Pay-easy(ペイジー)マークが記載された払込書で、パソコンなどから、税金・公共料金などの各種払込ができます。(本サービスの開始の前には事前にお申込が必要となります。また、こましんでご利用いただけないものもありますので、ご注意ください。)	
Star Pay Aplus	株式会社アプラスの提供する、加盟店向けマルチQRコード決済サービス「Star Pay Aplus」の取り扱いを開始いたしました。アプリひとつで、複数のQRコード決済に対応することが可能となります。PayPay、メルペイ等の国内外複数社の加盟決済事業者の決済を「Star Pay Aplus」がまとめて行います。	
しんきんゼロネットサービス	平日8:45~18:00の入出金と土曜日9:00~14:00の出金は、信用金庫間のATM利用手数料が無料となるサービスです。但し、平日の上記以外の時間帯及び日曜日・祝日のATM利用には所定の手数料が必要です。お間違えのないようにご注意ください。	
ATM通帳相互記帳	当金庫のATMで全国ベースで提携信用金庫の通帳が記帳でき、また、提携信用金庫のATMで当金庫の通帳が記帳できるサービスです。※提携信用金庫は、窓口等でご確認ください。	
デビットカード	「デビットカードお取扱加盟店」で商品等をご購入される際に、こましんのキャッシュカードをご利用いただくことにより、ご購入代金がお客さまの預金口座から即時に引落とされ、お支払が完了するサービスです。	
保険販売窓口	損害保険商品では、住宅ローン関連の長期火災保険「しんきんグッドすまいる」の他、「しんきんの傷害保険」(標準傷害保険)等を取り扱っております。 生命保険商品では、医療保険、がん保険等も取扱っております。	
toto(トト)当せん金払戻し	スポーツ振興くじtoto(トト)の当せん金の払戻しを取扱店窓口にて行っております。 (取扱店舗：本店、亀戸支店)	
個人向け国債窓口販売	個人の方のみを対象とした、1万円からご購入いただけるお求めやすい国債です。満期日の元本の償還や半年ごとの利子のお支払は、国が責任を持って行います。詳しくは窓口におたずねください。	
代理店業務	信金中央金庫の信託契約業務・三井住友信託銀行(株)の遺言信託・遺産整理事務などの取次を行っております。	
事業承継M&A仲介 アドバイザー業務	後継者問題を抱える取引先あるいは事業の多角化等を考えている取引先に対するコンサルティング機能の充実、ソリューション機能の発揮に資するべく、信金キャピタル(株)と24年3月に業務提携を実施しました。	
民事信託(家族信託)	民事信託(家族信託)とは、資産を持つ方がその保有する資産を信頼できる家族に託し、その財産の管理・処分、運用等を任せる仕組みです。現在の後見人制度に代替するより柔軟な財産管理の実現が期待されます。 将来の資産管理について、相談先をお考えの方は、窓口にお声掛けください。当金庫を通じて、税理士法人田口パートナーズ会計に民事信託(家族信託)業務のお取り扱いをいたします。	
リースのご案内	自動車等のリースをご希望のお客さまに、しんきんリース(株)などをご案内します。	

◆ 為替

(2021年7月1日現在 (税込み))

項目	金額段階別	他金融機関			本支店間		同一店舗内	
		金額段階別	他金融機関	本支店間	同一店舗内	同一店舗内	同一店舗内	
振込手数料	窓口扱(得意先)	5万円以上	880円	440円	無料			
		5万円未満	660円	220円	無料			
	自動機(ATM)	5万円以上	660円	330円	無料			
		5万円未満	440円	110円	無料			
	ホームバンキング	5万円以上	550円	330円	無料			
		5万円未満	440円	110円	無料			
	自動送金	5万円以上	550円	330円	無料			
		5万円未満	440円	110円	無料			
	インターネット・バンキング テレホン・バンキング	5万円以上	660円	330円	無料			
		5万円未満	440円	110円	無料			
給与振込(契約先)	5万円以上	220円	無料	無料				
	5万円未満	220円	無料	無料				
振込組戻事務手数料(1件につき)							1,100円	

◆ 取立手形

項目	普通扱	1件につき	金額
代金取立手数料	普通扱	1件につき	660円
	至急扱	1件につき	880円
※所要費用が手数料を超える場合は別途に実費をいただきます。			
取立手形組戻手数料		1件につき	1,100円
取立手形店頭呈示		1件につき	実費
依頼返却事務手数料		1件につき	1,100円
不渡手形返却手数料		1件につき	1,100円
異議申立事務手数料		1件につき	5,500円

◆ 融資関係

項目	金額	金額
不動産登録手数料		無料
割引手形取扱手数料	当所手形1枚	220円
	他所手形1枚	660円
不動産担保調査手数料		55,000円
貸出条件変更手数料	1件につき	5,500円
住宅ローン全額繰上げ完済手数料	1件につき	33,000円
証貸返済予定表再発行手数料	1件につき	無料
支払利息証明書発行手数料	1件につき	220円

※基準日以降で、通常の利息に融資関係手数料(不動産担保調査手数料及び貸出条件変更手数料等)を加え計算した利率が、利息制限法第1条の利息の制限を超える場合には、該当する手数料の全額を返却いたします。

◆ 両替

項目	金額	金額	金額	金額	
窓口扱	50枚まで			無料	
	51枚～500枚まで			110円	
	501枚～1,000枚まで			330円	
窓口では両替枚数が多い場合には、実費をいただきます。					
両替機	ご利用には、両替カードまたは当金庫発行のキャッシュカードが必要となります。				
	項目	50枚まで	51～500枚まで	501～1,000枚まで	1,001枚以上
	両替カード	無料(1日1回)	100円	300円	お取扱できません
	キャッシュカード	無料(1日1回)		お取扱できません	

◆ 用紙代金

項目	数量	金額
小切手用紙発行手数料	1冊(50枚)	880円
約束手形用紙発行手数料	1冊(25枚)	550円
為替手形用紙発行手数料	1冊(25枚)	550円
自己宛小切手用紙発行手数料	1枚につき	550円
マル専口座類開設	1口座につき	3,300円
マル専手形用紙発行手数料	1枚につき	550円
ローン・カード発行・開設		無料

項目	金額	金額
アンサー利用料(1口座)		無料
ホームバンキング利用料	1口座(年額)	13,200円
テレホンバンキング利用料(資金移動取引)	1口座(年額)	3,960円
インターネットバン	法人(月額)	1,100円
キング基本利用料	個人(月額)	無料
諸会費口座振替事務手数料	1口座(年額)	550円
株式払込事務手数料	基本手数料11,000円+[払込金額×0.25%+消費税]	
国債保護預り手数料	1件(年額)	無料
国債口座管理手数料	1口座(年額)	無料

◆ 再発行

項目	数量	金額
通帳・証書再発行	1冊(枚)	1,100円
キャッシュカード再発行	1枚につき	1,100円
ローン・カード再発行	1枚につき	1,100円
その他カード類再発行	1枚につき	1,100円
出資証券再発行	1枚につき	1,100円

◆ 貸金庫

利用料	半自動型	金額	
		中型(年額)	15,840円
		小型(年額)	9,240円
	全自動型	中型(年額)	17,160円
	(市川南支店)	小型(年額)	13,200円

※貸金庫は、菅原橋支店、奥戸支店、東四つ木支店、中平井支店、市川南支店、亀戸支店、篠崎支店に設置されています。

項目	金額
貸金庫鍵再発行料	実費
貸金庫カード再発行料(1枚につき)	1,100円

◆ 夜間金庫

項目	金額
夜間金庫利用料(年間基本利用料)	26,400円
夜間金庫専用鞆(追加・再発行)料(1個)	3,850円
夜間金庫鍵再発行料	実費

◆ 残高証明書発行

項目	金額
調査期間が依頼日から2ヶ月未満の調査(1通)	440円
調査期間が依頼日から2ヶ月以上の調査(1通)	1,100円

※所要費用が手数料を超える場合は別途に実費をいただきます。

◆ 過去の取引履歴調査

項目	金額
依頼日から1カ年未満の調査(1通)	550円
依頼日から1カ年以上の調査(1通)	1,100円
上記のほか用紙代(1枚)	44円

※所要費用が手数料を超える場合は別途に実費をいただきます。

◆ 個人情報開示関連

開示を依頼する情報	手数料(消費税等を含む)
氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先(勤務先または職業・電話番号)	左記一括 880円
取引残高(科目、口座番号、残高)	特定日毎 2,200円
取引の履歴に関する情報	1枚毎 440円
上記以外の情報	1項目毎 1,100円

※所要費用が手数料を超える場合は別途に実費をいただきます。
※上記利用料・手数料には消費税等が含まれております。

◆ でんさいネット

取引内容	基本手数料 (1ヶ月あたり・消費税等含)		店頭での ご利用
	ホームページ からのご利用	1,100円	1,100円
発生記録	債務者請求	440円	660円
	債権者請求	440円	660円
譲渡記録	当金庫宛	440円	440円
	他行(庫)宛	440円	660円
分割 (譲渡)記録	当金庫宛	440円	440円
	他行(庫)宛	440円	660円
変更記録	220円	220円	2,200円
保証記録	440円	880円	-
支払等記録	440円	1,100円	-
入金	無料	無料	-
開示(照会) 請求	通常開示	165円	-
	特例開示	-	1,100円
訂正・回復手数料	165円	2,200円	-
支払不能通知の訂正	165円	2,200円	-
支払不能通知の取消	-	2,200円	-
支払不能情報照会	165円	330円	-
残高証明書発行	-	-	4,400円
でんさい割引	-	440円	-

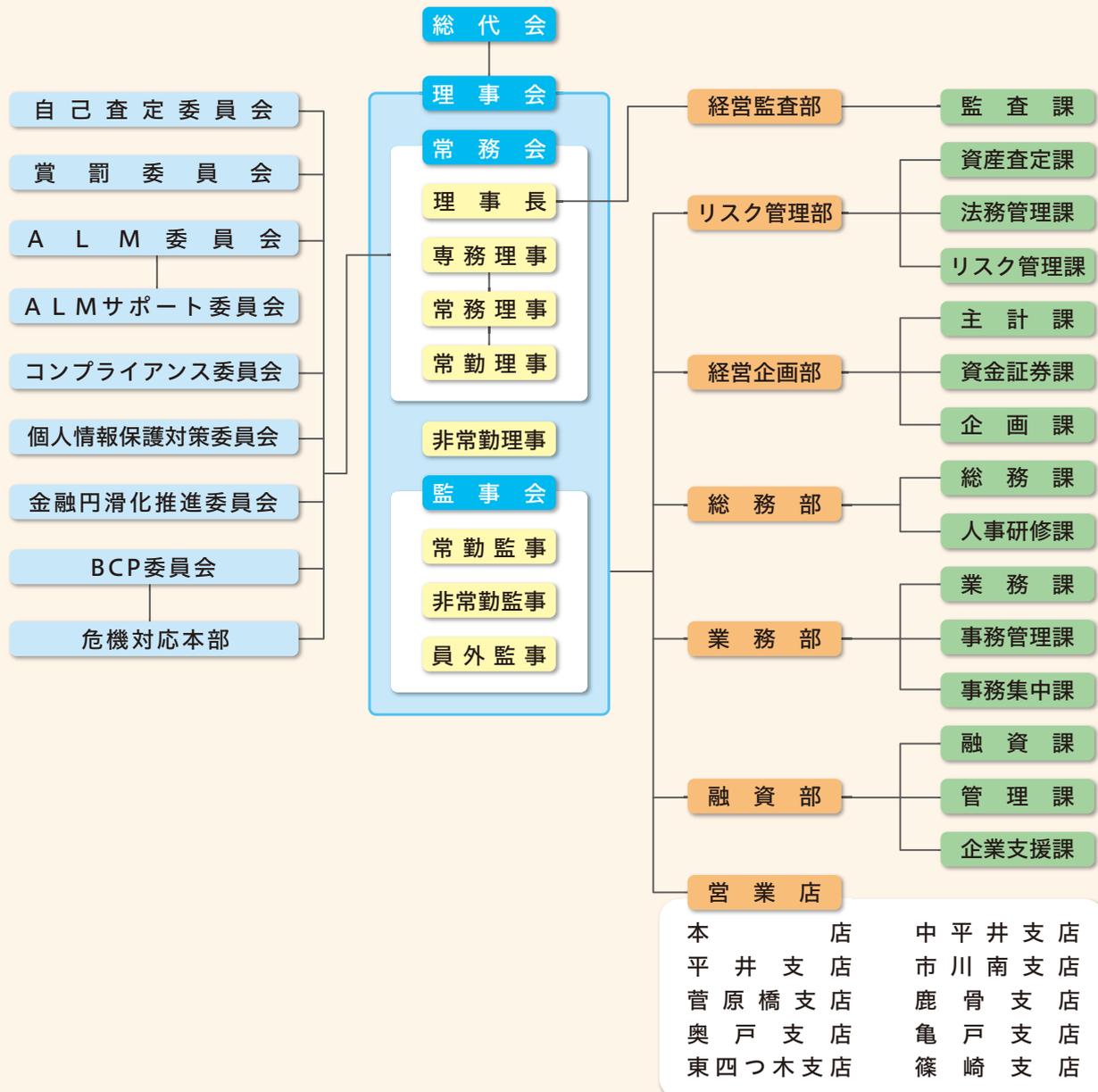
※記載の手数料は1件あたりの料金です。

■ 理事・監事の氏名及び役職名 (2021年7月1日現在)

理事長(代表理事)	高橋 桂治(経営監査部・リスク管理部担当)
専務理事(代表理事)	小杉 義明(業務部担当)
常務理事(代表理事)	斉藤 節男(経営企画部・融資部担当)
常勤理事	小宮山祐二(総務部長)
非常勤理事	松丸 賢一(※1)
非常勤理事	菅原 伸雄(※1)
常勤監事	堀田 章
非常勤監事	阿部 雄一
非常勤監事	矢場 誠一(※2)

※1は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

■ 組織機構図 (2021年7月1日現在)



リスク管理の体制

金融の自由化、グローバル化、証券化など、急速な業務の自由化・高度化の進展にともない、従来以上に金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化しています。

こましんではこのような金融環境の変化に柔軟な対応を図り、健全性を確保し、お客様に良質で安定した金融サービスを提供させていただくため、ガバナンス（内部統制管理）の観点からも、リスク管理体制の強化を事業計画の中で継続的に取り組むべき最重要課題として位置づけ、リスク管理部リスク管理課による統合的リスク管理規程に基づいた業務推進を図り、リスク管理体制の更なる充実に取り組んでおります。

業務上発生するあるいは晒される種々のリスクの統合的な管理をすべく、常務会機能強化の一環として常務会の中に立ち上げておりますリスク検討会議を原則毎月1回定期的に（必要に応じて随時）開催し、各部門におけるリスクの洗い出しや把握・管理に努め、当金庫のリスクの状況が、経営体力と比較して過大なものとなっていないかなどの検証を行い、必要に応じて改善策について検討しております。

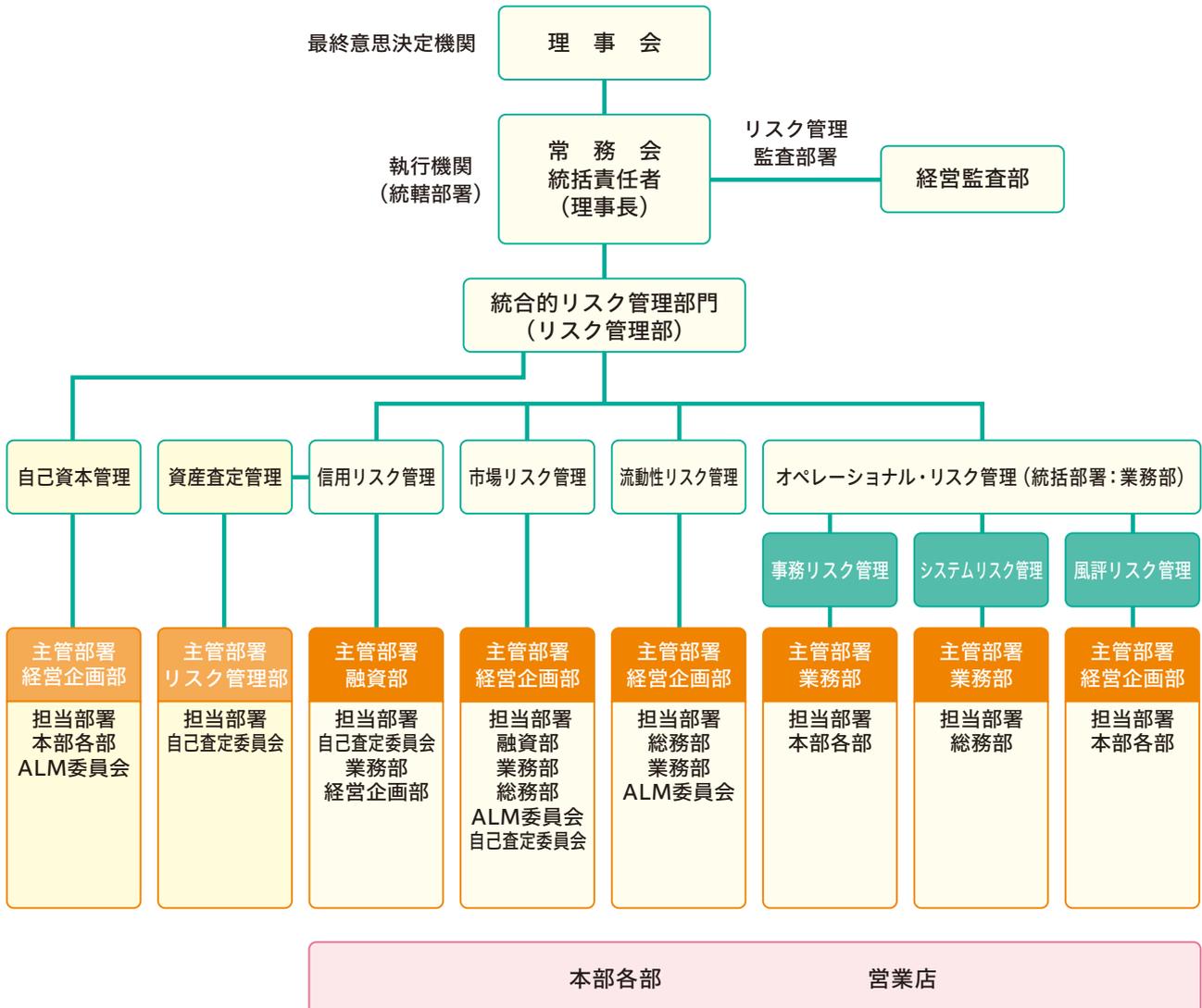
さらに、資産・負債の総合的な管理を行い、収益の極大化・リスクコントロールを図ることを目的としたALM委員会を定期的に開催し、収益性の向上及びそれに伴うリスクの制御に向けた協議検討をしております。

加えて、金融庁検査・日本銀行審査やヒアリング・モニタリング等によるリスク管理態勢のチェックも定期的あるいは随時に行われております。

また、リスク管理に対する監査強化のため、経営監査部・監事に加え、法定監査として監査法人による監査を受け、金庫内外から多面的なリスク管理体制の強化充実に努めております。

リスク管理体制図

2021年7月1日現在



お客様本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、「三者共栄」を経営理念として、地域のお客様からお預かりした大切な預金を、地域で資金を必要とされている方々にご融資し、暮らしや事業のお手伝いを通して、地域になくてはならない「地域貢献バンク」をモットーに地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

この経営理念に基づき、今後もより一層お客様のお役に立ちますよう、「お客様本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしましたので公表いたします。

また、本取組方針は今後お客様に更なる金融サービスを提供すべく定期的に見直しを図って参ります。

【お客様にとって最善の利益の追求】

・当金庫は、お客様に損失を与える可能性のある投資信託やデリバティブ商品などリスク商品（*）の取扱いはいたしません。

（*リスク商品とは、運用期間中の金利変動や価格変動、為替相場の変動により、状況によっては元本割れになる可能性のある金融商品です。）

・当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。

【利益相反の適切な管理】

・当金庫は「利益相反管理方針」を定めており、お客様の利益

が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客様の利益を保護するとともに、利益相反の管理を徹底いたします。

【手数料等の明確化】

・お客様にご負担いただく手数料等については、資料等に基づき、分かりやすく丁寧にご説明いたします。

【重要な情報の分かりやすい提供】

・金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきますが、その際、当金庫はお客様に適正な判断をしていただくために、金融商品の重要事項について分かりやすくご説明いたします。

【お客様にふさわしいサービスの提供】

・当金庫では、お客様の豊かな生活と事業の発展を願い、ますます多様化するお客様のニーズにお応え出来るよう、様々な金融商品を取り揃え、一人一人のお客様にふさわしいサービスの提供をいたします。

【職員に対する適切な動機づけの枠組み等】

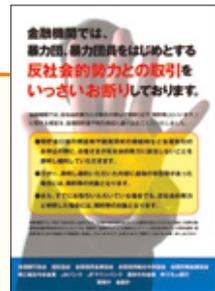
・当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

以上

反社会的勢力に対する基本方針

私たち小松川信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。



当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めております。

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店またはリスク管理部法務管理課で受け付けています。

- ①苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- ②事実関係を把握したうえで、営業店・関連部署とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- ③苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

小松川信用金庫 リスク管理部 法務管理課
住所 : 東京都江戸川区平井6-23-23
TEL : 03 (3617) 0548
受付時間: 午前9時～午後5時(当金庫営業日)
受付媒体: 電話、手紙、面談

全国しんぎん相談所((一社)全国信用金庫協会)
住所 : 東京都中央区八重洲1-3-7
TEL : 03 (3517) 5825
受付時間: 午前9時～午後5時(信用金庫営業日)
受付媒体: 電話、手紙、面談

当金庫の他に、(一社)全国信用金庫協会が運営している「全国しんぎん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは、当金庫リスク管理部法務管理課にご相談ください。また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫リスク管理部法務管理課または全国しんぎん相談所へお申し出ください。

また、お客様から、上記東京の弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんぎん相談所または当金庫リスク管理部法務管理課」にお尋ねください。



顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの資産、情報及び利益等の保護と利便の向上を図るため、以下の事項を定め、これを遵守します。

1. お客さまとの取引に際しては、お客さまのご自由な意思で、かつ十分にご理解をいただけるよう、その取引に関するお客さまの知識、経験、財産の状況等に応じて、適切な情報提供と分かりやすい商品説明に努めます。
2. お客さまからの相談・苦情・要望等については、リスク管理部において誠実かつ適切に対応します。
3. お客さまの情報については適法かつ適正に取得し、原則として利用目的の範囲内でのみ、その情報を取り扱い、情報の漏洩等の防止と安全管理のために必要な措置を講じます。
4. お客さまとの取引に関して、当金庫の業務を外部委託する場合には、お客さまの情報及び利益等保護のため委託先に対し適切かつ十分な管理を行います。
5. お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護することに努めます。
6. その他、お客さまとの取引に関して、お客さまの利益等の保護及び利便の向上のため必要であると当金庫が判断した業務については、適切かつ厳正に管理します。

(注1) 本方針において「お客さま」とは、「当金庫をご利用している方及び今後、取引をご検討している方」をいいます。

(注2) 本方針において「取引」とは、「貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約、預金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等においてお客さまと当金庫との間で業として行われる全ての取引」をいいます。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫はお客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

プライバシー・ポリシー（個人情報保護宣言文）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

●当金庫の個人情報保護への取組み

金融分野における「個人情報保護法」に加え、平成28年1月1日からの「番号法」施行に対応し、当金庫では上記のプライバシー・ポリシー（個人情報保護宣言文）を策定しホームページ等で公表しております。

また、個人情報等関連諸規程・要領等を制定しその周知徹底を図るほか、全職員を対象として「個人情報保護オフィサー」や特定個人情報にかかる「マイナンバー保護オフィサー」等の通信講座の受講及び認定試験の受験を実施しております。併せて情報セキュリティの強化を図り、お客さまの大事な個人情報等の厳重な管理を徹底しています。

個人情報取扱事業者として組織的・人的・技術的観点から適時、適切な安全管理措置を確立し、今後も引き続き管理態勢の充実強化に努めてまいります。

なお、当金庫の個人情報等に関するご質問や苦情等につきましてはお取引店または下記のお問合せ先までお申し出ください。必要な手続きについてご案内させていただきます。

【お問い合わせ窓口】小松川信用金庫 経営企画部 電話番号:03-3617-0549 受付時間:当金庫営業日の午前9時～午後5時

内部統制管理態勢

当金庫は、信用金庫法及び同法施行規則の規定に基づき、業務の健全性・適切性を確保するための態勢整備に係る「内部管理基本方針」、「内部統制管理態勢」を策定し、内部統制システム機能の充実に努めています。また、「コンプライアンス態勢」、「統合的リスク管理態勢」、「内部監査態勢」等についても明確に定め、内部統制管理態勢の強化に努めております。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有する顧客と行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有する顧客と対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有する顧客から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険※・一時払終身(養老)保険※・住宅関連の長期火災保険・積立火災保険※・債務返済支援保険・海外旅行傷害保険・積立傷害保険(年金払を含む)」を除く保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限が課せられています。(※の保険商品は、個人契約の場合のみ(以下同じ)。)
 - (1)保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている保険商品をお取扱いできません。

- ①当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
- ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

(2)「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険・一時払終身(養老)保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品(医療保険等)」の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ・生存または死亡に関する保険金額等:1,000万円
- ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - ①診断等給付金(一時金形式) :1 保険事故につき100万円
 - ②診断等給付金(年金形式) :月額換算5万円
 - ③疾病入院給付金 :日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
 - ④疾病手術等給付金 :1 保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円
- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容及び各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。
小松川信用金庫 リスク管理部 法務管理課 電話番号:03-3617-0548
受付時間:当金庫営業日の午前9時～午後5時

業務継続計画基本方針

1. 災害時等には来店されているお客様の身体・生命の安全を図ることを最優先し、お客様の避難誘導や怪我等の対応措置に努め、役職員も自身の身体・生命の安全を図るよう、冷静・沈着に行動します。
2. 被災等状況に応じて、地域の人々の生活や経済活動の支障にならないように、金融機能の維持・早期復旧に努め、地域住民の生活や経済活動の維持に必要な金融サービスを提供します。
3. 必要な業務(重要業務)を継続することにより決済不能を防止し、社会全体への決済面における混乱拡大を抑制出来る体制を維持します。
4. 金庫の経営面でのリスクを軽減するため、金庫財産の保全に努め、被害を最小限に抑えるとともに、さまざまな通信手段により正確な情報収集ならびに情報発信を行い、お客様からの信頼維持に努めます。

以上

コンプライアンス（法令等遵守）体制

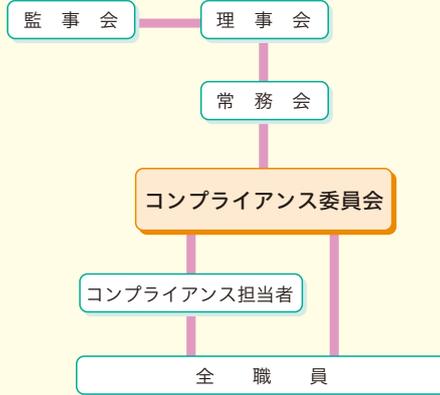
こましんは、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つとして位置付け、法令のほか金庫内の規程、社会的規範を含む諸ルールを遵守するコンプライアンス体制の充実に努めております。

1. コンプライアンス委員会を毎月開催し、コンプライアンスに関する情報の共有化を図り、コンプライアンス体制の構築に努めております。
2. 外部の講師を招いて役員、幹部職員を対象としてコンプライアンス研修を実施しております。
3. 本部各課と営業店に任命したコンプライアンス担当者を対象に研修会と会議を実施し、実践活動の徹底を図っております。
4. こましんでは、過去に起きた苦情等（苦情・相談・要望・重大な事務ミス）を実例として、再発を防止するにはどのようにしたら良いのか、苦情等再発防止に関する会議を全店で実施し、苦情等の再発防止に努めております。
5. コンプライアンス・オフィサー検定試験を職員に順次受験させ、コンプライアンス意識の高揚に努めております。

6. 営業店職員を対象にした臨店時に職員研修会を実施し、コンプライアンス意識の高揚に努めております。
7. 個人情報保護法（特定個人情報を含む）の施行に伴い、個人情報関連の苦情処理窓口を経営企画部に設置し、経営企画部とコンプライアンス担当部署であるリスク管理部が連携して、苦情への適切な処理に努めております。

コンプライアンス推進のための組織

倫理規律・法令・規程・各種ルールの遵守

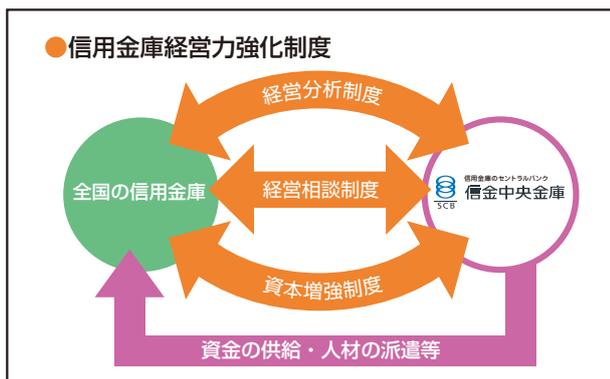


信用金庫経営力強化制度

こましんは、信用金庫の中央機関である全国信用金庫協会、信用金庫のセントラルバンクである信金中央金庫と2001年4月より「信用金庫経営力強化制度」に関する契約を締結しております。

この信用金庫経営力強化制度は資本増強制度など各信用金庫の経営力の強化や経営破綻を未然に防ぐ役割があり、信用金庫業界独自のペイオフに対するセーフティネット（安全網）の機能を持ちます。ペイオフ解禁下にあっても、信用金庫業界は経営破綻の未然防止に全力で対応し、お客さまのご預金を守り、信頼を維持・向上させていこうとするものです。

この制度を運営する信金中央金庫は、豊富な資金量と高い自己資本比率を誇る金融機関として、国内外の格付機関からその経営内容を高く評価されております。この信金中央金庫が個々の信用金庫を強気にバックアップしています。



シグマバンクグループ

こましんは、城東地区4信用金庫（当金庫、足立成和、亀有、東栄）の業務提携によるシグマバンクグループの一員です。シグマバンクグループでは、競争力強化や効率経営を目指し、お客さまに新しいサービスをご提供できるようにネットワークを結び、スクラムを組んでいます。シグマバンクグループは発足から21年目を迎えましたが、今後も様々なサービスを通してお客さまのニーズにお応えし、より安心してお取引いただけるよう努力してまいります。



■シグマバンクグループ（業務提携を行っている、小松川・足立成和・亀有・東栄の4つの信用金庫）のキャラクター「シグ馬かける君」です。

バーゼルⅢ（新しい自己資本比率規制）への取り組み

【BIS規制】

BIS規制とは、国際業務を行う銀行の自己資本比率に関する国際統一基準のことで、バーゼル合意ともいいます。自己資本比率の算出方法や最低基準等を定め、国際間における金融システムの安定化や、銀行間競争の不平等を是正することなどを目的として、1992年から適用が開始され、以降バーゼルⅡを経て、現在、バーゼルⅢまで進展しています。

【バーゼルⅢ（新しい自己資本比率規制）】

国際社会における金融システムの複雑化を踏まえつつ、より実態に適した内容に見直しされたものをバーゼルⅢ（新しい自己資本比率規制）とよび、当金庫のような国内のみにて活動する「国内基準行」については2014年3月期より適用となっています。

バーゼルⅢにおいて、国内基準行の規制については、我が国の実情を十分に踏まえ、金融機関の健全性確保や金融仲介機能の発揮が求められており、国際統一基準を参考に、従来の最低自己資本比率（4%）を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性を勘案した内容となっています。

2014年3月期から適用開始し、原則10年間の経過措置を導入し、十分な移行期間を確保しながら段階的に実施していきます。また、2019年3月期から告示に基づき IRRBB（銀行勘定の金利リスク）のうち定量的開示の対象となる△EVEを開示し、2020年3月期から△NIIを開示しております。

当金庫では、本規制に真摯に取り組み所定の手続きを経て、適正な情報開示を行っております。

■ 当金庫の自己資本充実の状況等について

一 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本の調達につきましては、地域のお客様による（普通）出資金としてお預りしているもののほか、当金庫が内部留保として積み立てているものが中核となります。

一 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

新しい自己資本比率規制は、バーゼルⅡでは主に基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）で構成されていた自己資本が「コア資本」に括られました。

コア資本とは、損失吸収力の高い普通株式及び内部留保を中心としつつ、強制転換型優先株式や協同組織金融機関発行優先出資及び一般貸倒引当金等を加えたものから構成されます。

当金庫の自己資本の充実度に関しましては、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、新しい自己資本比率規制下においても2021年3月期で9.76%と国内基準である4%を上回っております。

また、各エクスポージャーが特定分野に集中することなく、リスク分散が図られており、経営の健全性・安全性を充分保っていると認識しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

また、期中において簡易的手法により、時点における自己資本比率の算出にも取り組んでいます。

一 信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、個人や企業への貸出金債権などが財務・業況悪化などの要因により、その元金又は利息の回収が困難となることにより、損失を被るリスクのことです。

当金庫では、貸出金債権に対する信用リスクを管理すべき最重要なリスクであると認識し、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則を踏まえ厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念や規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

当該信用リスクの評価につきましては、当金庫では信用リスクの計量化手法の高度化・精緻化に向け、現在、しんきん共同センターの融資統合システムの持つ機能を活用し、信用 VaR の計測を月次で実施しています。更に大口債務者のデフォルトが金庫経営に与える影響が大きいことから、未保全額が顕在化した場合に自己資本に及ぼす影響をストレステストの一環として実施しています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク検討会議や ALM 委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先のうち大口債務者（与信額2億円以上）については、過去の回収実績を基に回収見込額を算定し未保全額から控除し残額を計上、他の債務者については、未保全額に対して貸倒実績率に基づいた貸倒損失率を乗じて算出しております。実質破綻先、破綻先については、未保全額に対し全額を計上しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

また、保有する有価証券等の信用リスクについてもベンダーが提供しているシステムを用い、定量的なリスクを検討するほか、

個別銘柄の価格下落が信用リスクに起因するものかなど、ベンダーシステムや証券会社等からの情報収集を行うなど日々管理しています。

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスクウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスクアセット額）を算出するために使用する資産や債務者の種類ごとの掛目のことで、当金庫はあらかじめ定められたリスクウェイトを使用する標準的手法を採用しており、リスクウェイトの判定に適格格付機関の信用評価（外部格付）の区分ごとに定められたリスクウェイトを使用しております。

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング（S&P）

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続き概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の審査において資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとし担保や保証に過度に依存しない姿勢に徹しております。審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫では、以下の手法を採用しています。

①適格金融資産担保

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内として担保額を信用リスク削減額としています。

②貸出金と自金庫預金の相殺

ご融資先ごとに貸出金と担保に供していない定期預金と定期積金の一部を相殺しています。信用リスク削減額については、貸出金の残存期間を上回る預金については全額、貸出金の残存期間を下回る預金については、定められたルールに基づき調整率を乗じた額としています。

③保証

国、地方公共団体、政府関係機関及び適格格付機関により一定以上の格付が付与されている法人が保証している債権（保証部分に限定）について、原資産及び債務者のリスクウェイトに代えて当該保証人のリスクウェイトを適用しています。

市場リスクに関する事項

リスク管理の方針

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフ・バランス資産を含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、一般的に確立された派生商品を含む市場取引による運用や、自己のALMポジションのヘッジ等取引を限定した、いわゆる「限定的なエンドユーザー型」を基本方針とし、当金庫の行う市場取引の規模・特性に即したリスク管理を行っています。

出資等エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

出資等エクスポージャーにかかるリスク認識については、当金庫の自己資本等に与える影響度合い及びリスク管理態勢に合う運用に努め、適正な収益を確保することを基本方針としております。

なお、保有する株式等について時価評価の下落要因についてベンダーシステムや証券会社等からの情報収集を行い、今後の見直しなどの分析を行っています。

簿価からの10%以上下落をロスカットアラームポイント、30%以上下落をロスカットポイントと定め、資金運用会議の実施や常務会への報告及び協議を行い、継続保有あるいはロスカットするかの判断を実施しています。

また、当該取引における会計処理においては、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び金融商品会計に関する実務指針に従い適正な処理を行っております。

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、さまざまな経済環境の変化に伴い、市場金利が変動することにより、資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫では金利リスクを重要なリスクの一つとして捉え、この事象に対応するためにその他の市場リスク（株式リスク、為替リスク等）との関係性を考慮しながら、金利リスクを一体的に管理しています。

具体的には、ベンダー提供システムを用い経済価値変化の指標である△EVEや期間損益の変化の指標△NIIの複数の金利ストレスシナリオに基づく計測を行うなど、銀行勘定の金利リスク量を総体的に管理しております。その他、最大予想損失率（VaR）やBPVなどの手法により計測・分析した金利リスクについては、自己資本との見合いや期間収益への影響度、リスク量が過大となっていないか等をALM委員会およびリスク検討会議（原則月次開催）等に報告し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールを図るべく協議を行っております。

金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定における金利リスクは、保有する資産や負債等の将来キャッシュ・フローを推定し計測しています。そのうち、流動性預金(当座預金や普通預金等)の満期の認識や住宅ローンの期限前返済および定期預金の早期解約によって、金利リスクが大きく変動することがあります。それらの商品のリスク計測時の主な前提は以下のとおりです。

流動性預金については、明確な金利改定間隔がなく、お客様の要望によって随時払い出される預金であるため、長期間金融機関に預けられるコア預金(①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、③現在残高の50%相当額、以上のうち最小の額)と定義し、当金庫では満期を5年以内(平均2.5年)に振り分けて金利リスクを計測しています。当金庫においては前記③を使用しております。

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

内部モデルは使用しておらず、 Δ EVEおよび Δ NIIに重要な影響を及ぼす事項は該当がありません。

当期の重要性テスト(金利リスク(Δ EVE/自己資本の額))の結果は、監督上の基準値である20%に対し、17.7%と問題のない水準となっています。(33頁に記載)

また当金庫では、 Δ EVEおよび Δ NIIに加え、VaRによるリスク量を計測・分析しております。統合リスク管理では、VaRで計測されるリスク量が配賦資本の範囲内に収まっているかどうかを月次でモニタリングしております。その他BPV等の金利リスク管理指標等についても定期的にモニタリングしており、モニタリング結果についてはALM委員会およびリスク検討会議等に報告しております。

Ⅰ 流動性リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、市場流動性リスクと資金繰りリスクをいいます。市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引が出来ない、あるいは通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいい、資金繰りリスクとは、当金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

流動性リスク管理については、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り態勢を整備することを基本方針としております。

資金繰りについては、資金繰りの状況をその逼迫度に応じて平常時、懸念時、危機時に区分し対応を図る態勢とし、日次、月次ベースの資金繰り管理を行い、即時に換金できる流動性の高い資金(支払準備資産)が預金積金期中平残の一定割合以上を確保するよう管理し、毎月その状況についてリスク検討会議に報告しています。なお、緊急時の資金調達手段としては、信金中金からの資金調達や即時性の高い国債等の売却による資金調達も調達手段として想定しています。BCP(業務継続計画)の観点からも、発生事象毎に対応策を事前想定するなど、実効性の高い支払準備資産確保の具体的検討を進めてまいります。

Ⅱ オペレーショナルリスクに関する事項

オペレーショナルリスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、サイバーテロや災害等の事象から生じる損失に係るリスクのことで、特に事務リスクとシステムリスクについては重要度の高いリスクと認識しております。事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠り、あるいは事故・不正をおこすことにより当金庫が損失を被るリスクをいい、システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により当金庫が損失を被るリスクをいいます。

今後、オペレーショナルリスクの管理高度化に向け、「人的リスク」「有形資産リスク」「風評リスク」も対象として管理強化を図ってまいります。

事務リスク管理方針及び手続きの概要

事務リスク管理においては、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規程の整備・指導を図るとともに、厳正な事務管理に努めることを基本方針としています。

事務リスク管理担当部署による自店検査や営業店臨店指導を行うとともに、原則毎月1回開催されるリスク検討会議に状況を報告し、事務リスク軽減に向けた検討を行っています。

システムリスク管理方針及び手続きの概要

システムリスク管理においては、経営方針、経営計画に従い、当金庫の情報資産保護のための管理体制をしんきん共同センター等と連携しながら整備し、適切なシステムリスク管理運営を図ることを基本方針としています。

基幹システムについては、しんきん共同センターに加盟し、システムの安全管理への対応を図っております。

オペレーショナルリスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用していますが、リスク管理の高度化を図る中でより実態に即したリスク額算出手法についても、情報収集・研究を進めてまいります。

単体における事業年度の開示項目

(1) 自己資本の構成に関する事項

■ 単体自己資本比率（バーゼルⅢ）

（単位：百万円、％）

項 目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	7,918	8,110
うち、出資金及び資本剰余金の額	523	531
うち、利益剰余金の額	7,408	7,595
うち、外部流出予定額（△）	10	10
うち、上記以外に該当するものの額	△ 3	△ 6
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	69	73
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	69	73
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	83	62
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	8,071	8,245
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	25	23
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	25	23
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	38	29
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	64	52
自己資本		
自己資本の額（（イ） - （ロ））（ハ）	8,006	8,192
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	81,564	80,115
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 285	△ 285
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	-	-
うち、繰延税金資産	-	-
うち、前払年金費用	-	-
うち、他の金融機関等の向けエクスポージャー	△ 285	△ 285
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,681	3,812
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	85,245	83,928
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ） / （ニ））	9.39%	9.76%

●自己資本比率とは金融機関の経営は、資金調達の大部分を預金積金に依存しており、自己資本はこのような外部の負債に対する最終的な担保になりうるものであり、一般的に自己資本比率が高いほど、経営の安全性・健全性が高いといわれます。信用金庫は国内基準の4%が基準となっています。

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	81,564	3,262	80,115	3,204
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	81,278	3,251	80,262	3,210
(i) ソブリン向け	210	8	150	6
(ii) 地方公営企業等金融機構向け	1	0	1	0
(iii) 金融機関向け	6,502	260	8,628	345
(iv) 法人等向け	28,611	1,144	22,627	905
(v) 中小企業等・個人向け	19,415	776	20,892	835
(vi) 抵当権付住宅ローン	3,443	137	3,442	137
(vii) 不動産取得等事業向け	5,257	210	7,513	300
(viii) 三月以上延滞等	258	10	393	15
(ix) その他	17,581	703	16,611	664
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	571	22	138	5
ルックスルー方式	571	22	138	5
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1,250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置により、リスクアセットの額に算入されなかったものの額	△ 285	△ 11	△ 285	△ 11
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央精算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,681	147	3,812	152
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	85,245	3,409	83,928	3,357

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナル・リスク相当額は、当金庫は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域別 業種別 残存期間別	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャーの期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		2019年度	2020年度
		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度		
国	内	149,430	166,868	81,265	95,940	29,803	28,433	-	-	473	333
国	外	4,510	6,799	0	0	4,510	6,799	-	-	0	0
地 域 別 合 計		153,390	173,667	81,265	95,940	34,313	35,233	-	-	473	333
製 造 業		11,552	16,071	6,659	8,971	4,892	7,099	-	-	54	34
農 業		0	83	-	83	-	0	-	-	-	0
林 業		0	0	-	0	-	0	-	-	-	0
漁 業		0	0	-	0	-	0	-	-	-	0
鉱 業		305	300	-	0	305	300	-	-	-	0
建 設 業		7,748	12,620	7,548	12,320	200	300	-	-	24	5
電気・ガス・熱供給・水道業		957	1,268	49	68	908	1,200	-	-	-	0
情 報 通 信 業		1,153	1,107	58	307	1,095	800	-	-	-	0
運 輸 業		3,837	5,610	1,819	3,010	2,018	2,600	-	-	0	0
卸 売 業、小 売 業		7,102	8,412	4,782	6,712	2,319	1,700	-	-	90	23
金 融・保 険 業		6,796	9,680	292	279	6,504	9,400	-	-	-	0
不 動 産 業		28,491	28,058	23,284	23,959	5,207	4,099	-	-	121	142
物 品 賃 貸 業		1	0	1	0	-	0	-	-	-	0
学術研究、専門・技術サービス業		552	888	552	888	-	0	-	-	-	0
宿 泊 業		53	69	53	69	-	0	-	-	-	0
飲 食 業		1,268	2,481	1,268	2,481	-	0	-	-	-	0
生活関連サービス業、娯楽業		1,258	1,954	1,258	1,954	-	0	-	-	-	0
教育、学術支援業		36	439	36	439	-	0	-	-	0	0
医 療、福 祉		693	1,239	693	1,239	-	0	-	-	-	0
その他のサービス業		3,331	4,723	3,136	4,323	195	400	-	-	0	0
国・地方公共団体等		9,313	7,332	0	0	9,313	7,332	-	-	-	0
個 人		29,735	28,689	29,735	28,689	-	0	-	-	181	126
そ の 他		50,761	42,644	35	140	1,350	0	-	-	-	0
業 種 別 合 計		153,390	173,667	81,265	95,940	34,313	35,233	-	-	473	333
1 年 以 内		44,774	49,194	5,579	3,805	1,381	2,891	-	-		
1 年 超 3 年 以 内		13,338	11,587	3,436	3,633	9,902	7,953	-	-		
3 年 超 5 年 以 内		11,679	10,435	5,254	4,451	6,424	5,983	-	-		
5 年 超 7 年 以 内		10,164	13,034	4,580	9,661	5,584	3,373	-	-		
7 年 超 10 年 以 内		15,874	31,606	8,428	19,274	7,446	12,332	-	-		
10 年 超		55,976	57,634	53,751	54,935	2,224	2,699	-	-		
期間の定めのないもの		1,585	177	234	177	1,350	0	-	-		
残 存 期 間 別 合 計		153,390	173,667	81,265	95,940	34,313	35,233	-	-		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. エクスポージャー期末残高は「標準的手法においては個別貸倒引当金等を控除前、オフ・バランス項目は与信相当掛目適用後の額」となる。

また、国内基準におけるその他有価証券については、時価評価前の帳簿価格（取得原価又は償却原価）を用いる。

なお、定義が異なるため、エクスポージャーの残高合計と貸借対照表の資産合計額は必ずしも一致しない。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

43ページ「貸倒引当金の内訳」を参照

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金			貸出金償却	
	期末残高		増減	貸出金償却	
	2019年度	2020年度		2019年度	2020年度
製 造 業	139	109	△ 30	3	-
農 業	-	-	-	-	-
林 業	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-
鉱 業	-	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	9	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-
運 輸 業	1	1	0	-	-
卸 売 業、小 売 業	19	3	△ 16	-	14
金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-
不 動 産 業	25	5	△ 20	-	11
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-
宿 泊 業	-	-	-	-	-
飲 食 業	1	0	1	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	5	-
医 療、福 祉	-	-	-	-	-
そ の 他 サ ー ビ ス	-	0	0	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-
個 人	48	33	△ 15	-	19
合 計	236	153	△ 83	17	45

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2019年度		2020年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	6,909	10,321	2,839	10,620
10%	2,143	10,962	1,418	26,741
20%	24,267	1,228	33,802	463
35%	-	9,831	-	9,813
40%	-	-	507	-
50%	17,699	298	20,979	328
55%	-	1,350	-	-
70%	-	-	1,172	-
75%	-	21,890	-	23,006
100%	10,876	35,033	5,831	32,279
150%	-	161	176	203
170%	-	-	184	-
250%	-	-	-	14
自己資本控除	-	-	-	-
合 計	61,895	91,079	67,507	103,470

(注) 1. 格付けは適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,255	1,125	9,771	10,855
①ソブリン向け		-	-	-	-
②金融機関向け		-	-	-	-
③法人等向け		110	198	98	54
④中小企業等・個人向け		992	856	8,634	9,769
⑤抵当権付住宅ローン		69	24	425	383
⑥不動産取得等事業向け		22	22	-	-
⑦三月以上延滞等		-	1	130	89
⑧上記以外		61	22	482	558

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区 分		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価のないもの等	
		取得原価 (償却原価)	貸借対照表計上額	評価損益		貸借対照表計上額		
				うち益	うち損			
上場株式	2019年度	162	120	△ 42	—	42	—	
	2020年度	233	229	△ 3	3	△ 7	—	
非上場株式等	2019年度	106	106	0	0	—	634	
	2020年度	106	106	0	0	—	634	
合 計	2019年度	268	226	△ 41	0	42	634	
	2020年度	340	336	△ 3	3	△ 7	634	

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当ありません。

ハ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

		売却額			出資等償却
		売却益	売却損		
出資等エクスポージャー	2019年度	543	23	—	—
	2020年度	500	34	28	—

ニ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
評価損益	△ 41	△ 3

ホ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	1,400	3,201
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1,250%) を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
1	上方パラレルシフト	1,276	1,449	278	475
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,276	1,449	278	475
8	自己資本の額	8,006	8,192	8,006	8,192

(注) 1. 金利リスクの算定方法の概要等は「定性的な開示事項」の項目に記載しております。(28頁)

貸借対照表／資産

(単位: 千円)

	第102期 2020.3.31	第103期 2021.3.31
(資産の部)		
現金	1,822,922	2,728,450
預け金	22,873,221	30,511,328
買入金銭債権	451,678	34,338
有価証券	42,961,828	38,266,535
国債	2,134,140	2,816,470
地方債	3,799,175	2,025,270
社債	22,925,077	21,460,837
株式	233,213	342,410
その他の証券	13,870,222	11,621,547
貸出金	81,047,827	95,751,690
割引手形	929,983	552,176
手形貸付	1,199,561	447,728
証書貸付	78,099,830	94,121,239
当座貸越	818,452	630,546
その他資産	820,525	963,507
未決済為替貸	40,387	43,143
信金中金出資金	628,100	628,100
前払費用	6,981	7,195
未収収益	100,881	193,814
その他の資産	44,175	91,255
有形固定資産	2,520,966	2,528,944
建物	232,010	242,074
土地	2,089,319	2,043,271
リース資産	69,851	102,000
その他の有形固定資産	129,784	141,598
無形固定資産	25,659	23,468
ソフトウェア	11,896	9,770
その他の無形固定資産	13,762	13,697
前払年金費用	38,915	29,103
繰延税金資産	176,208	158,713
債務保証見返	175,123	142,937
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△ 283,476 (△ 214,071)	△ 226,419 (△ 153,367)
その他の引当金	-	-
資産の部合計	152,631,400	170,912,600

貸借対照表／負債及び純資産

(単位: 千円)

	第102期 2020.3.31	第103期 2021.3.31
(負債の部)		
預金積金	142,144,536	160,367,056
当座預金	1,357,195	2,058,071
普通預金	56,623,633	71,059,134
貯蓄預金	1,906,949	1,901,998
通知預金	123,631	298,270
定期預金	74,855,096	78,181,003
定期積金	6,305,890	5,973,874
その他の預金	972,141	894,703
借入金	1,272,200	1,237,200
借入金	1,272,200	1,237,200
その他負債	388,365	398,147
未決済為替借	56,842	46,529
未払費用	96,717	108,520
給付補てん備金	10,668	9,108
未払法人税等	37,967	12,784
前受収益	24,504	19,422
払戻未済金	4,163	3,958
払戻未済持分	191	220
職員預り金	31,226	32,118
リース債務	69,851	102,000
資産除去債務	804	805
その他の負債	55,428	62,678
賞与引当金	55,440	55,090
退職給付引当金	197,166	182,252
役員退職慰労引当金	103,550	85,300
睡眠預金払戻損失引当金	9,910	9,623
偶発損失引当金	41,544	57,770
繰延税金負債	-	-
再評価に係る繰延税金負債	268,368	256,846
債務保証	175,123	142,937
負債の部合計	144,656,208	162,792,225
(純資産の部)		
出資金	523,781	531,723
普通出資金	523,781	531,723
利益剰余金	7,408,335	7,595,698
利益準備金	518,067	523,781
その他利益剰余金	6,890,268	7,071,917
特別積立金	6,350,000	6,350,000
(本部・本店建築積立金)	(350,000)	(350,000)
当期末処分剰余金	540,268	721,917
処分未済持分	△ 3,375	△ 6,935
会員勘定合計	7,928,741	8,120,487
その他有価証券評価差額金	△ 147,767	△ 164,569
土地再評価差額金	194,218	164,457
評価・換算差額等合計	46,450	△ 112
純資産の部合計	7,975,192	8,120,374
負債及び純資産の部合計	152,631,400	170,912,600

貸借対照表の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 10年～50年
その他 5年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいた定額法によって償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
- 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により債務者の信用リスクの増大が懸念される状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応の制度融資を利用する債務者に対する債権について、一定の仮定に基づいて今後1年間の貸倒損失の増加額を見積り、一般貸倒引当金を追加計上しております。これに伴う一般貸倒引当金の額は、55百万円であります。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資部(営業関連部署)の協力の下にリスク管理部(資産査定部署)が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は45百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

数理計算上の差異については、各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項(2020年3月31日現在)

年金資産の額	1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,718,649百万円
差引額	△142,668百万円
- 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
2020年3月分 0.1429%
- 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金26百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 226百万円
(上記のうち新型コロナウイルス感染症の影響を主因として信用リスクが高まった債務者に対する引当55百万円)

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

貸倒引当金の算定における主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、信用リスクが高まった債務者に対する追加的な貸倒引当金の主要な仮定は、新型コロナウイルス感染症が債務者の事業に与える影響であり、感染拡大防止のために大きな影響を受けている新型コロナウイルス感染症対応の制度融資を利用する債務者に対して追加的な貸倒引当金を計上しております。新型コロナウイルス感染症による影響は、長期にわたり継続するものと仮定して見積っております。

なお、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 有形固定資産の減価償却累計額 1,784百万円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は11百万円、延滞債権額は2,207百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は8百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は133百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,362百万円であります。

なお、17. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は552百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産
信金中金預け金 1,300百万円
担保資産に対応する債務
借入金 1,237百万円

上記のほか、日本銀行蔵入代理店保証金として、有価証券を103百万円、為替決済保証金として、預け金を2,050百万円、ま

た、東京都水道局担保及び千葉県水道局担保として、現金4百万円、また、手形交換決済取引の保証金として、現金1百万円を差し入れております。

23. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 494百万円

24. 出資1口当たりの純資産額 773円68銭

25. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、2021年3月31日現在の残高が3百万円程度であるため、そのリスク影響は軽微なものであります。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当金庫は、融資規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、経営監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMIに関する規程及び要領並びにリスク管理要領等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMIに関する方針に基づき、常務会(リスク検討会議)において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ及び金利キャップ等のデリバティブ取引は行っておりません。

- (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従い行われております。

このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は経営企画部を通じ、理事会及び常務会(リスク検討会議)において定期的に報告されております。

- (iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券と株式及び投資信託、「預け金」のうち仕組預け金、そのほか買入金銭債権及び仕組貸出金の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、2021年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,187

百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが困難と認められる非上場株式及び私募不動産投資信託は、次表には含まれておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金 (*1)	30,511	30,514	2
(2) 有価証券	35,819	36,000	181
満期保有目的の債券	2,503	2,684	181
その他有価証券	33,315	33,315	-
(3) 貸出金 (*1)	95,751		
貸倒引当金 (*2)	△ 226		
	95,525	96,217	691
金融資産計	161,855	162,731	875
(1) 預金積金 (*1)	160,367	160,461	94
(2) 借入金 (*1)	1,237	1,273	35
金融負債計	161,604	161,734	130

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

- (注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

- (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに市場金利(LIBOR、スワップ)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

- (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27. から28. に記載しております。

- (3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、スワップ)で割り引いた価額

貸出金のうち、返済期限を設けていないもの及び返済見込み期間が12カ月以内で短期間の場合は、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

- (1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(12カ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

- (2) 借入金

借入金については、残存期間に基づく区分ごとに市場金利

(LIBOR、スワップ)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	112
私募不動産投資信託	2,335
合 計	2,447

非上場株式及び私募不動産投資信託については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

■満期保有目的の債券

(単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
国 債	1,003	1,174	170
地 方 債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	1,000	1,012	12
小 計	2,003	2,186	183
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	500	497	△ 2
小 計	500	497	△ 2
合 計	2,503	2,684	181

■その他有価証券

(単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株 式	208	203	4
債 券	16,524	16,321	202
国 債	1,221	1,199	21
地 方 債	2,025	1,999	25
社 債	13,277	13,122	155
そ の 他	3,146	3,099	47
小 計	19,879	19,625	254
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株 式	128	136	△ 7
債 券	8,774	8,908	△ 133
国 債	591	595	△ 3
地 方 債	-	-	-
社 債	8,182	8,312	△ 129
そ の 他	4,639	4,979	△ 340
小 計	13,543	14,024	△ 481
合 計	33,422	33,649	△ 227

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	500	34	28
債 券	5,110	108	441
国 債	-	-	-
地 方 債	1,012	9	-
社 債	4,097	98	441
そ の 他	1,035	26	-
合 計	6,646	168	470

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,754百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,538百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極限額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	81百万円
退職給付引当金	50
減価償却超過額	8
役員退職慰労引当金	23
賞与引当金	15
その他有価証券評価差額金	63
その他	36
繰延税金資産小計	279
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△120
繰延税金資産合計	158
繰延税金負債	
資産除去債務対応費用	0
繰延税金負債合計	0
繰延税金資産の純額	158百万円

31. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用
 企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(2020年3月31日公表)を当事業年度から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

以 上

<報酬体系のディスクロージャーについて>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事、常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されており、「賞与」の支払いはありません。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	103

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
 2. 上記の内訳は、「基本報酬」74百万円、「退職慰労金」28百万円となっております。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2020年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同額」は、2020年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2020年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以 上

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第102期 2020.3.31	第103期 2021.3.31
経常収益	2,330,729	2,529,485
資金運用収益	2,027,140	2,164,643
貸出金利息	1,401,153	1,498,509
預け金利息	20,144	10,383
有価証券利息配当金	589,095	639,815
その他の受入利息	16,746	15,935
役務取引等収益	161,472	152,330
受入為替手数料	75,857	75,040
その他の役務収益	85,614	77,290
その他業務収益	81,501	158,463
外国為替売買益	-	-
国債等債券売却益	71,475	134,628
その他の業務収益	10,025	23,834
その他経常収益	60,614	54,048
貸倒引当金戻入益	-	15,033
償却債権取立益	29,949	4,514
株式等売却益	23,709	34,065
その他の経常収益	6,956	434
経常費用	2,032,575	2,328,953
資金調達費用	46,709	48,625
預金利息	34,235	35,977
給付補填備金繰入額	5,599	5,928
借入金利息	6,704	6,542
その他の支払利息	170	176
役務取引等費用	159,458	156,636
支払為替手数料	24,297	23,496
その他の役務費用	135,161	133,139
その他業務費用	65,875	447,323
外国為替売買損	63	-
国債等債券売却損	64,476	441,951
その他の業務費用	1,335	5,372
経費	1,619,031	1,599,661
人件費	1,051,389	1,047,942
物件費	538,076	521,197
税金	29,566	30,521
その他経常費用	141,500	76,707
貸倒引当金繰入額	110,166	-
貸出金償却	15,876	3,580
株式等売却損	-	28,781
その他の経常費用	15,457	44,344
経常利益（△は経常損失）	298,154	200,531
特別利益	5,269	4,580
固定資産売却益	5,269	4,580
特別損失	40,678	1,520
減損損失	40,478	974
固定資産処分損	199	546
税引前当期純利益	262,745	203,590
法人税、住民税及び事業税	95,800	23,200
法人税等調整額	△ 7,000	12,477
法人税等合計	88,800	35,677
当期純利益	173,945	167,912
前期繰越金	366,322	524,243
土地再評価差額金取崩額	-	29,760
当期末処分剰余金	540,268	721,917

< 損益計算書の注記 >

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額15円97銭
- 当事業年度において、東京都内の営業用店舗1ヶ所の有形固定資産について減損損失を計上しております。営業用店舗は営業キャッシュ・フローの低下により、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失974千円として特別損失に計上しております。営業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として支店単位でグルーピングをしております。なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを1.300%で割り引いて、それぞれ算出しております。

以上

■ 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第102期 2020.3.31	第103期 2021.3.31
当期末処分剰余金	540,268,338	721,917,328
繰越金（当期首残高）	366,322,705	524,243,850
当期純利益	173,945,633	167,912,527
土地再評価差額金取崩額	-	29,760,951
剰余金処分額	16,024,488	18,413,892
利益準備金	5,714,200	7,941,450
普通出資に対する配当金	10,310,288	10,472,442
（配当率％）	2.0	2.0
特別積立金	-	-
繰越金（当期末残高）	524,243,850	703,503,436

「財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性」に関する確認書謄本

2020年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2021年6月25日
小松川信用金庫
理事長

高橋 桂治

独立監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

小松川信用金庫
理事会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳 一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高橋 秀 彰 ㊞
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、小松川信用金庫の2020年4月1日から2021年3月31日までの第103期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書(以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、小松川信用金庫の2020年4月1日から2021年3月31日までの第103期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 太陽有限責任監査法人による監査とは、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(案)並びにその附属明細書についてのものであり、本ディスクロージャー誌に対する監査ではありません。

■ 2020年度の業績

○預 金

地域のお客様の利便性向上とお客様目線での営業推進を基本に、積極的な営業活動を展開いたしました。中小事業者の多くが将来の資金繰りに苦慮することを想定し、国・地公体の無利子融資等を推進し、当該融資の未使用分が預金に滞留したことや夏・冬2回に亘る定期預金キャンペーンや各種キャンペーン商品を豊富に取り揃え実施したことなどを要因として、預金残高は大きく増加しました。

期末における預金残高は前期比で182億2千2百万円(12.81%)増加し、1,603億6千7百万円となりました。

○貸出金

地域中小企業等に対しまして円滑且つ積極的な資金供給を図るべく、集積された顧客情報をもとにこれまで以上の積極的な融資姿勢とスピード感のある対応を図りました。特に当年度は、期初から国・地公体による事業者向けの無利子制度融資「緊急支援融資」の周知・活用に傾注した営業活動を展開しました。その結果、期末の貸出金残高は前期比で147億3百万円(18.14%)増加し、957億5千1百万円となりました。

「緊急支援融資」に軸足を置きながらも、住宅関連資金、各種消費資金等についても皆様からのご要望に積極的にお応えしてまいりました。新型コロナウイルス感染症対応につきましては、地域事業者の資金繰り確保を念頭に資金調達、条件変更等に柔軟且つ積極的、能動的に対応いたしました。

○損 益

2019年度からの新中期経営計画は、将来に亘る金庫経営をより磐石なものとするべく収益性の向上に重点を置いたものでありますが、同計画の3本柱のひとつでもあり、基幹収益である貸出金利息については、14億9千8百万円を計上し、計画比ではプラス1千8百万円、前期比では9千7百万円増加しました。

また、貸出金増強やコスト削減等に努めた結果、本業の成果である業務純益は2億2千3百万円となり、3本柱に掲げたコア業務純益は5億3千万円を計上し、計画比プラス3億円となり、前期比でもプラス1億5千8百万円となりました。

また、金庫資産の健全性を保つため、有価証券のロスカットに加え、今般の新型コロナウイルス感染症による事業者への影響を想定した貸倒引当金の引当を考慮しながらも、経常利益は2億円となりました。最終の当期純利益は、計画比プラス5千3百万円の1億6千7百万円を計上することができました。

■ 最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：利益・出資は千円、残高は百万円)

項 目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経 常 収 益	2,422,540	2,256,336	2,287,566	2,330,729	2,529,485
経 常 利 益	412,364	241,804	221,731	298,154	200,531
当 期 純 利 益	316,182	153,885	207,058	173,945	167,912
出 資 総 額	516,269	516,194	518,067	523,781	531,723
出 資 総 口 数 (千 口)	10,325	10,323	10,361	10,475	10,634
純 資 産 額	7,991	7,788	8,100	7,975	8,120
総 資 産 額	145,937	146,975	150,821	152,456	170,912
預 金 積 金 残 高	136,121	137,207	140,200	142,144	160,367
貸 出 金 残 高	71,709	76,446	80,430	81,047	95,751
有 価 証 券 残 高	43,217	40,515	43,391	42,961	38,266
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	10.92	10.14	9.40	9.39	9.76
出 資 対 する 配 当 金 (出 資 1 口 当 り)	1.5円	1円	1.5円	1円	1円
配 当 率 (%)	3	2	3	2	2
役 員 数 (人)	11	11	11	11	9
うち 常 勤 役 員 数 (人)	7	7	7	7	5
職 員 数 (人)	143	139	141	141	146
会 員 数 (人)	9,900	9,941	9,937	9,880	10,045

(注) 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

■ 業務粗利益

(単位：千円)

	2019年度	2020年度
資金運用収支	1,980,431	2,116,018
資金運用収益	2,027,140	2,164,643
資金調達費用	46,709	48,625
役務取引等収支	2,013	△ 4,306
役務取引等収益	161,472	152,330
役務取引等費用	159,458	156,636
その他業務収支	15,626	△ 288,860
その他業務収益	81,501	158,463
その他業務費用	65,875	447,323
業務粗利益	1,998,071	1,822,851
業務粗利益率	1.36%	1.13

(注)「業務粗利益」とは、資金運用収支と役務取引収支及びその他業務収支の合計であり、経費や一般貸倒引当金の組入額の影響を受けない利益額です。また、「業務粗利益率」とは、業務粗利益を貸出金等の資金運用勘定平均残高で除した利益率です。

■ 業務純益

(単位：千円)

	2019年度	2020年度
業務純益	341,060	223,190
実質業務純益	379,039	226,837
コア業務純益	372,040	530,512
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	297,861	353,495

(注) 1.「業務純益」とは、金融機関の基本的な業務に係る利益概念であり、「業務粗利益」から経費や一般貸倒引当金の純繰入額を控除した利益額です。
2.「実質業務純益」は、業務純益から一般貸倒引当金組入額の影響を除いたものです。
3.「コア業務純益」は実質業務純益から、国債等債券損益(国債等債券売却損益、国債等償還損益、国債等債券償却)を控除した利益額です。

■ 資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
資金運用勘定	146,141	160,493	2,027,140	2,164,643	1.38	1.34
貸出金	79,903	88,657	1,401,153	1,498,509	1.75	1.69
預け金	20,706	28,919	20,144	10,383	0.09	0.03
有価証券	44,417	42,917	589,095	639,815	1.32	1.49
その他	1,113	759	16,746	15,935	1.50	2.09
資金調達勘定	142,159	157,102	46,709	48,625	0.03	0.03
預金積金	140,783	155,715	39,834	41,906	0.02	0.02
借入金	1,283	1,255	6,704	6,542	0.52	0.52
その他	92	96	170	176	0.18	0.18
無利息預け金	55	34				
資金利鞘					1.35	1.31

(注)「資金運用勘定」は、無利息預け金の平均残高を控除しています。

■ 利鞘

(単位：%)

	2019年度	2020年度
資金運用利回	1.38	1.34
資金調達原価率	1.17	1.04
総資金利鞘	0.21	0.29

(注) 総資金利鞘 = 資金運用利回 - 資金調達原価率
この比率は運用資金全体の収益力を見る指標です。

■ 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

	2019年度			2020年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	52,708	△ 32,095	20,613	191,417	△ 53,914	137,503
貸出金	40,490	△ 17,222	23,268	145,224	△ 47,869	97,355
預け金	△ 739	△ 5,461	△ 6,200	16,523	△ 26,284	△ 9,761
有価証券	17,772	△ 13,368	4,404	△ 18,973	69,692	50,719
その他	△ 4,815	3,956	△ 859	3,356	△ 4,167	△ 811
支払利息	2,476	△ 5,258	△ 2,782	4,274	△ 2,358	1,916
預金積金	587	△ 5,252	△ 4,665	3,842	△ 1,769	2,073
借入金	1,933	△ 55	1,878	△ 143	△ 18	△ 161
その他	△ 44	49	5	8	△ 2	6

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

総資産利益率

(単位：%)

	2019年度	2020年度
総資産経常利益率	0.19	0.12
総資産当期純利益率	0.11	0.10

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産平均残高}} \times 100$

ただし、総資産については債務保証見返を除いております。

この比率は資産規模に対する利益の比率を見る指標であり、一般的に ROA (RETURN ON ASSET の略) と呼ばれております。

流動性預金、定期預金、譲渡性預金等の平均残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
流動性預金	58,932	69,838
当座預金	1,310	1,856
普通預金	55,061	65,612
貯蓄預金	1,927	1,887
通知預金	324	182
別段預金	247	242
納税準備預金	60	56
定期性預金	81,850	85,876
定期預金	75,509	79,757
定期積金	6,340	6,119
譲渡性預金	-	-
その他の預金	-	-
合計	140,783	155,715

定期預金残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
固定金利定期預金	74,852	78,178
変動金利定期預金	3	3
その他	0	0
合計	74,855	78,181

内国為替取扱高・件数

(単位：件、百万円)

	2019年度		2020年度	
	取扱件数	取扱高	取扱件数	取扱高
振込仕向	151,517	80,439	148,568	79,380
振込被仕向	225,201	82,814	229,458	84,514
代金取立仕向	1,064	1,129	896	924
代金取立被仕向	5	11	12	5

貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
割引手形	945	603
手形貸付	1,319	656
証書貸付	76,844	86,734
当座貸越	793	663
合計	79,903	88,657

貸出金残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
固定金利貸出	17,339	34,313
変動金利貸出	63,708	61,437
合計	81,047	95,751

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
当金庫預金積金	1,171	1,008
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	44,623	43,800
その他担保	-	-
信用保証協会・信用保険	19,513	37,436
保証	11,973	10,819
信用	3,767	2,686
合計	81,047	95,751

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
当金庫預金積金	-	-
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	99	88
その他担保	-	-
信用保証協会・信用保険	-	-
保証	20	19
信用	55	34
合計	175	142

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2019年度	31	69	-	31	69
	2020年度	69	73	-	69	73
個別貸倒引当金	2019年度	143	214	2	141	214
	2020年度	214	153	42	172	153
合計	2019年度	175	283	2	173	283
	2020年度	283	226	42	241	226

貸出金償却

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
貸出金償却額	15	3

代理貸付残高内訳

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
信 金 中 央 金 庫	169	139
日 本 政 策 金 融 公 庫	-	-
住 宅 金 融 支 援 機 構	279	267
そ の 他	-	-
合 計	449	406

預貸率

(単位：%)

	2019年度	2020年度
期 末 預 貸 率	57.01	59.70
期 中 平 均 預 貸 率	56.75	56.93

貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

業種区分	2019年度			2020年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	321	6,158	7.6	369	8,526	8.9
農 業、林 業	-	-	-	1	83	0.1
漁 業	-	-	-	-	-	-
鉱 業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建 設 業	336	6,206	7.7	426	10,952	11.4
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	-	-	-	1	20	0.0
情 報 通 信 業	7	25	0.0	19	245	0.3
運 輸 業、郵 便 業	64	1,575	1.9	72	2,698	2.8
卸 売 業、小 売 業	241	4,324	5.3	304	6,500	6.8
金 融 業、保 険 業	7	247	0.3	8	237	0.2
不 動 産 業	356	22,339	27.6	396	23,135	24.2
物 品 賃 貸 業	-	-	-	1	0	0.0
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	28	377	0.5	41	690	0.7
宿 泊 業	2	53	0.0	2	69	0.1
飲 食 業	108	798	1.0	153	1,973	2.1
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	84	996	1.2	112	1,639	1.7
教 育、学 習 支 援 業	4	5	0.0	8	408	0.4
医 療、福 祉	29	561	0.7	44	1,095	1.1
そ の 他 の サ ー ビ ス	131	2,827	3.6	158	3,995	4.2
小 計	1,718	46,496	57.4	2,115	62,272	65.0
国・地 方 公 共 団 体 等	-	-	-	-	-	-
個 人	2,977	34,551	42.6	2,719	33,479	35.0
合 計	4,695	81,047	100.0	4,834	95,751	100.0

資金使途別残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
設 備 資 金	57,783	58,780
運 転 資 金	23,263	36,971
合 計	81,047	95,751

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
消費者ローン	1,200	1,040
住宅ローン	27,863	27,705

商品有価証券平均残高

該当ありません。

有価証券残高・平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度		2020年度	
	残高	平均残高	残高	平均残高
国 債	2,134	2,103	2,816	2,214
地 方 債	3,799	3,831	2,025	3,247
社 債	22,925	23,387	21,460	24,373
株 式	233	305	342	266
外 国 証 券	5,455	6,311	7,871	7,226
そ の 他 証 券	8,415	8,477	3,749	5,588
合 計	42,961	44,417	38,266	42,917

有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	2019年度	–	512	617	–	–	1,003	–	2,134
	2020年度	–	814	306	–	–	1,695	–	2,816
地 方 債	2019年度	703	2,160	513	200	–	221	–	3,799
	2020年度	–	1,824	200	–	–	–	–	2,025
社 債	2019年度	677	7,228	5,202	3,795	6,021	–	–	22,925
	2020年度	2,690	5,199	3,837	2,071	7,662	–	–	21,460
株 式	2019年度	–	–	–	–	–	–	233	233
	2020年度	–	–	–	–	–	–	342	342
外 国 証 券	2019年度	–	–	91	1,588	1,424	1,000	1,350	5,455
	2020年度	–	402	1,116	1,111	2,886	1,012	1,342	7,871
そ の 他 証 券	2019年度	–	177	–	2,677	2,786	–	2,773	8,415
	2020年度	–	164	–	675	339	–	2,570	3,749

預証率

(単位：%)

	2019年度	2020年度
期 末 預 証 率	30.22	23.86
期 中 平 均 預 証 率	31.55	27.56

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	2019年度					2020年度				
	貸借対照表 計上額	時 価	評価差額	うち		貸借対照表 計上額	時 価	評価差額	うち	
				うち益	うち損				うち益	うち損
国 債	1,003	1,188	184	184	–	1,003	1,174	170	170	0
そ の 他	1,500	1,330	△ 169	–	169	1,500	1,510	10	12	2
合 計	2,503	2,518	14	184	169	2,503	2,684	181	183	2

■ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	2019年度					2020年度				
	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式	275	233	△ 41	0	42	339	336	△ 3	4	7
債 券	27,637	27,854	217	348	131	25,229	25,298	69	202	133
国債	1,099	1,130	30	30	—	1,794	1,812	18	21	3
地方債	3,727	3,799	71	71	—	1,999	2,025	25	25	—
社債	22,810	22,925	114	246	131	21,434	21,459	26	155	129
そ の 他	12,750	12,370	△ 380	121	502	8,078	7,785	△ 293	47	340
合 計	40,663	40,458	△ 205	471	676	33,649	33,422	△ 227	254	481

■ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	6	6
私 募 不 動 産 投 資 信 託	2,335	2,335
合 計	2,342	2,342

■ 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

■ 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

■ その他目的の金銭の信託

該当ありません。

■ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引

- ア. 金融先物取引 ———— 該当ありません。 エ. 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引
 イ. 金融等デリバティブ取引 ———— 該当ありません。 有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 ———— 該当ありません。
 ウ. 先物外国為替取引 ———— 該当ありません。 オ. 有価証券先物取引、外国有価証券市場における有価証券
 先物取引と類似の取引 ———— 該当ありません。

■ リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円、%)

区 分	残 高	担保・保証	貸倒引当金	保全率
破 綻 先 債 権	2019年度	5	0	100.00
	2020年度	11	5	100.00
延 滞 債 権	2019年度	1,988	1,734	96.40
	2020年度	2,207	1,966	95.76
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権	2019年度	—	—	—
	2020年度	8	8	100.00
貸 出 条 件 緩 和 債 権	2019年度	637	514	80.91
	2020年度	133	67	50.68
合 計	2019年度	2,631	2,249	92.65
	2020年度	2,362	2,048	93.23

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立て、または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 ①会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
 2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 ②債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
 3. 3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
 4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。当金庫では返済期限の延長、返済割賦金の軽減が主なものとなっており、地域金融機関として地元取引先への支援を行った結果と考えております。
 5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。
 6. 「担保・保証額」は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
 8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

※破綻先債権・延滞債権の保全状況について

2021年3月末の破綻先債権及び延滞債権の合計は、2,218百万円となっております。破綻先債権は確実な担保、信用保証協会等の保証及び個別貸倒引当金をもって保全が図れており、また、延滞債権については全てが回収不能となるものではなく、担保・保証を除いた引当必要額を個別貸倒引当金で全て引当済みであります。

そのほか、不測の事態に対応できるよう、一般引当金として73百万円を引当てており、万全を期しています。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円、%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a) - (c)	
			担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)				
金融再生法上の不良債権	2019年度	2,633	2,440	2,251	188	92.66	49.39	
	2020年度	2,368	2,224	2,070	154	93.90	51.53	
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2019年度	591	591	532	58	100.00	100.00
		2020年度	511	511	472	39	100.00	100.00
	危険債権	2019年度	1,404	1,333	1,204	128	94.90	64.21
		2020年度	1,714	1,636	1,521	115	95.42	59.42
	要管理債権	2019年度	637	515	514	1	80.91	1.02
		2020年度	143	77	77	0	53.76	0.20
正常債権	2019年度	78,631						
	2020年度	93,673						
合 計	2019年度	81,265						
	2020年度	96,040						

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
 5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

リスク管理債権額 (部分直接償却の実施)

区 分	リスク管理債権	
	部分直接償却前	部分直接償却後
リスク管理債権額	破綻先債権 (11百万円)	部分直接償却 (-百万円)
		破綻先債権 (11百万円)
	延滞債権 (2,207百万円)	部分直接償却 (45百万円)
		延滞債権 (2,162百万円)
	3ヵ月以上延滞債権 (8百万円)	3ヵ月以上延滞債権 (8百万円)
貸出条件緩和債権 (133百万円)	貸出条件緩和債権 (133百万円)	
合 計	2,362百万円	2,316百万円

(注) こましんでは、自己査定で無価値または回収不可能(IV分類)と判断された債権については直接減額を行っております。このため延滞債権が45百万円減少しております。

地域社会との絆… (地域社会の一員として)

営業地区

東京都 江戸川区／江東区／墨田区／葛飾区／足立区
 千葉県 市川市／浦安市／船橋市／松戸市
 埼玉県 八潮市／三郷市

店舗名		所在地	TEL	サービス			ATM台数	昼休業
①	本部	〒132-8711 東京都江戸川区平井 6-23-23	03 (3617) 1326	-	-	-	-	-
	本店		03 (3617) 1201		-		2	-
②	平井支店	〒132-0035 東京都江戸川区平井 4-8-1	03 (3683) 0581		-	-	3	-
③	菅原橋支店	〒133-0043 東京都江戸川区松本 1-25-16	03 (3652) 3136			-	2	-
④	奥戸支店	〒124-0022 東京都葛飾区奥戸 2-41-17	03 (3696) 0351			-	2	-
⑤	東四つ木支店	〒124-0014 東京都葛飾区東四つ木 4-25-12	03 (3696) 1781			-	2	
⑥	中平井支店	〒132-0035 東京都江戸川区平井 6-51-18	03 (3611) 6011			-	2	
⑦	市川南支店	〒272-0031 千葉県市川市平田 4-3-4	047 (378) 2711			-	2	
⑧	鹿骨支店	〒133-0073 東京都江戸川区鹿骨 3-16-1	03 (3698) 1711		-	-	2	-
⑨	亀戸支店	〒136-0071 東京都江東区亀戸 5-44-7	03 (3682) 0031				2	
⑩	篠崎支店	〒133-0061 東京都江戸川区篠崎町 6-15-21	03 (3676) 5941			-	2	

日・祝日稼働 ATM

貸金庫設置店

スポーツ振興くじ払戻店

平日 11:30 ~ 12:30 窓口休業

※新型コロナウイルス感染予防策の暫定的な措置として全店舗において昼休業を導入させていただいております。(2021年7月1日現在)

● ATM (自動機) 利用手数料

出 金					
時間帯		当金庫	他金庫	他業態	郵便局
平日	8:00 ~ 8:45	無料	110円	110円	220円
	8:45 ~ 18:00	無料	無料	110円	110円
	18:00 ~ 20:00	無料	110円	220円	220円
土曜日	8:00 ~ 9:00	無料	110円	110円	220円
	9:00 ~ 14:00	無料	無料	110円	110円
	14:00 ~ 17:00	無料	110円	220円	220円
日曜日 祝日	8:00 ~ 9:00	無料	110円	110円	220円
	9:00 ~ 17:00	無料	110円	220円	220円
入 金					
時間帯		当金庫	他金庫	他業態	郵便局
平日	8:00 ~ 8:45	無料	110円	220円	220円
	8:45 ~ 18:00	無料	無料	110円	110円
	18:00 ~ 20:00	無料	110円	220円	220円
土曜日・日曜祝祭日		入金不可			

本 部
〒132-8711 江戸川区平井 6-23-23
TEL:03(3617)1326

本 店
〒132-8711 江戸川区平井 6-23-23
TEL:03(3617)1201

平井支店
〒132-0035 江戸川区平井 4-8-1
TEL:03(3683)0581

中平井支店
〒132-0035 江戸川区平井 6-51-18
TEL:03(3611)6011



菅原橋支店
〒133-0043 江戸川区松本 1-25-16
TEL:03(3652)3136



奥戸支店
〒124-0022 葛飾区奥戸 2-41-17
TEL:03(3696)0351



東四つ木支店
〒124-0014 葛飾区東四つ木 4-25-12
TEL:03(3696)1781



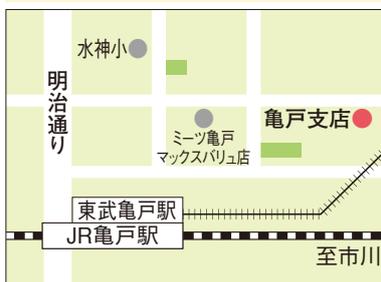
市川南支店
〒272-0031 千葉県市川市平田 4-3-4
TEL:047(378)2711



鹿骨支店
〒133-0073 江戸川区鹿骨 3-16-1
TEL:03(3698)1711



亀戸支店
〒136-0071 江東区亀戸 5-44-7
TEL:03(3682)0031



篠崎支店
〒133-0061 江戸川区篠崎町 6-15-21
TEL:03(3676)5941



1918.11.11	(大正 7 年)	「有限責任小松川町信用購買組合」設立 東京府南葛飾郡小松川町大字逆井126番地 初代組合長 川野 濱吉 就任
1920. 2.21	(大正 9 年)	東京府南葛飾郡小松川町西小松川74番地に移転
1927. 2. 7	(昭和 2 年)	東京府南葛飾郡小松川町4丁目4番地に定款変更(耕地整理による地番変更)
1932. 2.13	(昭和 7 年)	「有限責任小松川町信用組合」に名称変更(購買事業の廃止に伴う名称変更)
1933. 2.19	(昭和 8 年)	「有限責任小松川信用組合」に名称変更(江戸川区誕生に伴う名称変更)
1934. 1.30	(昭和 9 年)	第2代組合長 雨宮 久太郎 就任
1934. 7	(昭和 9 年)	小松川4丁目29番地に移転
1935.10.28	(昭和 10 年)	第3代組合長 土谷 谷五郎 就任
1940. 2	(昭和 15 年)	第4代組合長 鈴木 文太郎 就任
1940.12	(昭和 15 年)	平井1丁目978番地に移転(現・平井3丁目)
1945. 3.10	(昭和 20 年)	東京大空襲により組合事務所罹災 鈴木 文太郎組合長宅を仮事務所に
1950. 2.28	(昭和 25 年)	「小松川信用組合」に改組(中小企業等協同組合法による改組)
1950. 6.28	(昭和 25 年)	平井2丁目879番地に移転(平井駅前通り商店街内)
1952. 6. 1	(昭和 27 年)	平井支店 開店
1952. 9. 4	(昭和 27 年)	「小松川信用金庫」に改組 初代理事長 鈴木 文太郎 就任(信用金庫法による改組)
1957. 4. 1	(昭和 32 年)	平井支店 新築移転(平井6丁目23番地23号)
1959. 4. 1	(昭和 34 年)	本店を現在地(江戸川区平井6-23-23)へ移転 (平井支店を本店とし、旧本店を平井支店とする)
1964.12. 2	(昭和 39 年)	菅原橋支店 開店(江戸川区松本町145番地 現・江戸川区松本1-25-16)
1969.12. 6	(昭和 44 年)	平井支店 新築移転(江戸川区平井4-8-1)
1972.12. 6	(昭和 47 年)	奥戸支店 開店(葛飾区奥戸2-41-17)
1972.12.19	(昭和 47 年)	第2代理事長 鈴木 秀次郎 就任
1978. 5.29	(昭和 53 年)	東四つ木支店 開店(葛飾区東四つ木4-25-12)
1978.11.11	(昭和 53 年)	創立60周年を迎える
1984.10.17	(昭和 59 年)	中平井支店 開店(江戸川区平井6-51-18)
1984.12. 3	(昭和 59 年)	市川南支店 開店(市川市大和田4-19-2)
1988.11.11	(昭和 63 年)	創立70周年を迎える
1989. 2. 7	(平成元年)	鹿骨支店 開店(江戸川区鹿骨3-16-1)
1989. 5.11	(平成元年)	第3代理事長 横塚 彰彦 就任 会長 鈴木 秀次郎 就任
1990.11.14	(平成 2 年)	亀戸支店 開店(江東区亀戸5-44-7)
1991. 6. 7	(平成 3 年)	営業地区を足立区・松戸市・船橋市に拡張
1992.10. 7	(平成 4 年)	篠崎支店 開店(江戸川区篠崎町6-15-21)
1995. 5.26	(平成 7 年)	営業地区を八潮市・三郷市に拡張
1998.11.11	(平成 10 年)	創立80周年を迎える 創立80周年記念式典 開催(明治座)
2001. 4. 2	(平成 13 年)	城東地区6信用金庫による業務提携「シグマバンクグループ」発足
2002. 3.25	(平成 14 年)	市川南支店 移転(市川市平田4-3-4)
2004. 6.24	(平成 16 年)	第4代理事長 羽下 博 就任 会長 横塚 彰彦 就任
2008.11.11	(平成 20 年)	創立90周年を迎える 創立90周年記念式典 開催(明治座)
2009. 8. 4	(平成 21 年)	シグマバンクグループ第1回「ビジネス交流会」開催
2012. 6.22	(平成 24 年)	第5代理事長 江島 貞男 就任 会長 羽下 博 就任
2016. 6.20	(平成 28 年)	第6代理事長 高橋 桂治 就任
2016.12. 1	(平成 28 年)	鶴岡信用金庫(山形県)と連携協定締結
2017.11.11	(平成 29 年)	公式キャラクター「こまちちゃん」誕生
2018.11.11	(平成 30 年)	創立100周年を迎える 創立100周年記念式典 開催(江戸川区総合文化センター) 新シンボルマークの制定
2019. 2. 8	(平成 31 年)	第26回新春講演会を開催(講師:林家三平)

この1年のあゆみ	2020 (令和 2 年)	
	4.23	江戸川区へマスク1万枚を寄贈
	6.15	「信用金庫の日(6月15日)」周知活動として清掃活動の実施
	6.25	第103回通常総代会を開催
	9.19	平井諏訪神社例祭
	9.23	ホームページのリニューアル実施
	11.5	緊急地震速報訓練と連動したBCP訓練の実施
	11.11	創立記念日 創立102周年を迎える 「創立記念日」周知活動として清掃活動の実施
	11.27	半期開示ディスクロージャー誌の発刊
	12.4	自転車安全利用モデル企業に指定
2021 (令和 3 年)		
2.9	人命救助に協力した当金庫職員が、江戸川消防署より表彰を受ける	

信用金庫法施行規則に基づくディスクロージャー項目

単体ベースのディスクロージャー項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	20
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	20
(3) 事務所の名称及び所在地	48
2. 金庫の主要な事業の内容	16
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	40
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	40
① 経常収益 ② 経常利益 ③ 当期純利益	
④ 出資総額及び出資総口数 ⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額 ⑦ 預金積金残高 ⑧ 貸出金残高	
⑨ 有価証券残高 ⑩ 単体自己資本比率	
⑪ 出資に対する配当金 ⑫ 職員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	
業務粗利益及び業務粗利益率	41
業務純益	41
資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	41
資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高	41
利息、利回り及び資金利鞘	41
受取利息及び支払利息の増減	41
総資産経常利益率	42
総資産当期純利益率	42
② 預金に関する指標	
流動性預金、定期性預金、譲渡性預金等の平均残高	42
定期預金残高	42
③ 貸出金に関する指標	
貸出金平均残高	42
貸出金残高	43
貸出金の担保別内訳	43
債務保証見返の担保別内訳	43
貸出金使途別残高	44
貸出金の業種別内訳	44
預貸率	44
④ 有価証券に関する指標	
有価証券残高・平均残高	45
有価証券の残存期間別残高	45
預証率	45
4. 金庫の事業運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	21
(2) 法令等遵守の体制	25
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	34
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金	46
② 延滞債権に該当する貸出金	46
③ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	46
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	46
(3) 自己資本(基本的項目に係る細目を含む)	29
(4) 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	45
② 金銭の信託	46
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引	46
金融先物取引等	
金融等デリバティブ取引	
先物外国為替取引	
有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引	
有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引	
有価証券先物取引、外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引	
(5) 貸倒引当金	43
(6) 貸出金償却	43
(7) 貸借対照表・損益計算書及び剰余金処分計算書について	

「財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性」に関する確認書謄本	39
会計監査人の監査を受けている旨	39

金融再生法に基づくディスクロージャー項目

金融再生法に基づく開示債権・保全状況	47
--------------------	----

その他ディスクロージャー項目

当金庫の考え方	2
経営理念・経営方針	3
決算ハイライト	4
お客さまへのメッセージ	6
トピックス(地域の皆さまとともに)	8
経営改善や地域活性化への取組み	10
課題解決型金融、金融仲介機能の発揮への取組み	11
地域貢献に関する情報開示	12
総代会に関する事項	14
商品利用に当たっての留意事項	17
貸出運営についての考え方	17
手数料一覧	19
反社会的勢力に対する基本方針	22
当金庫における苦情処理措置紛争解決措置等の概要	22
個人情報保護について	23
金融商品に係る勧誘方針	23
利益相反管理方針について	23
内部統制管理態勢について	23
顧客保護等管理態勢について	23
保険募集方針	24
業務継続計画基本方針	24
業務提携等	25
会員数	40
総資金利鞘	41
内国為替取扱実績	42
代理貸付残高内訳	44
消費者ローン・住宅資金残高	45
破綻先債権・延滞債権とその保全状況	47
部分直接償却実施状況	47
営業地区	48
自動機器設置状況	48
ATM利用手数料	48
沿革・歩み	50

パーゼルⅢ主要開示項目

自己資本充実の状況等について	
自己資本調達手段の概要	26
自己資本の充実度に関する評価方法の概要	26
信用リスクに関する項目	26
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続き概要	27
市場リスクに関する事項	27
出資等エクスポージャーに関する事項	27
金利リスクに関する事項	27
流動性リスクに関する事項	28
オペレーショナル・リスクに関する事項	28
自己資本の構成に関する事項	29
自己資本の充実度に関する事項	30
信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	31
信用リスク削減手法に関する事項	32
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	33
証券化エクスポージャーに関する事項	33
出資等エクスポージャーに関する事項	33
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	33
金利リスクに関する事項	33



 小松川信用金庫

